

教育民生常任委員会  
決算常任委員会教育民生分科会

(令和元年 9 月 11 日)

## ○ 中村久雄委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより教育民生常任委員会、予算常任委員会教育民生分科会、決算常任委員会教育民生分科会を始めます。

また、当委員会におきましては、インターネット中継を行っております。ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、先日、正副一任をいただきました次回議会報告会のシティ・ミーティングのテーマにつきまして、正副委員長といたしましては、今期、2年かけてやろうとしている、心豊かなよっかいち人を育むまちについてという形で幅広くテーマをとっていきなというふうに思いますのでご了承願います。また、当日の進行等については、事項の最後に確認いたします。

そして、今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取り組みを実施することになっております。ついては、決算審査において、適時議員間討議を実施し、全体会審査に向けた論点の整理を行っていきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

そして、8月21日の広報広聴委員会にて、議長である広報広聴委員長より、市議会だよりの表紙等に掲載する写真を集めるため、議会の行事や委員会の模様を撮影したいと提案がありました。つきましては、委員会開催中に事務局職員が写真撮影を行うことを許可したいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。なお、撮影した写真を掲載するかどうかは広報広聴委員会で検討していくと聞いております。

続きまして、7月に実施しました行政視察及び8月に実施した休会中所管事務調査、妊娠期から1歳6カ月健診までの市の支援施策の報告事案をそれぞれ会議用システムにアップロードしております。つきましては、内容をご確認の上、ご意見等がありましたら、9月20日金曜日までに事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、この委員会の審査順序についてですが、教育委員会、健康福祉部、こども未来部の順で審査を行います。また、本委員会に付託されている議案、請願以外に、こども未来部より1件、協議会の申し入れがあります。当委員会中に取り扱いをさせていただきますので、よろしくお願います。また、健康福祉部、こども未来部所管の各種審議会等

の報告もありますので、これについても取り扱いをさせていただきます。

次に、各委員におかれまして、今委員会中、本日から17日までに所管事務調査を行いたい事項の確認ですが、所管事務調査を行いたいということはありませんか。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

なしという声をいただきました。

それでは、今定例月議会中は所管事務調査を行わないことといたします。なお、10月以降の休会中の所管事務調査については、事項の最後でお諮りいたします。

それでは、教育委員会に関する請願の審査を行ってまいります。

同委員会に付託されている4件の請願、いずれも三重県教職員組合三泗支部支部長ほか3名より提出されたものであり、本日、請願者に意見陳述のためにお越しいただいております。

本日の請願審査の進め方ですが、1件ずつ意見聴取、質疑及び討論、採決を行ってまいります。なお、質疑については、それぞれの請願ごとに理事者に対する確認の質疑の時間も設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

#### ○ 中村久雄委員長

それでは、まず、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

請願者の方はどうぞ前の請願者席に移動してください。

ありがとうございます。私、教育民生常任委員会委員長の中村でございます。本日は、当委員会にお越しいただきまして、ありがとうございます。

本日は、1件ずつ請願の趣旨をご説明いただき、それぞれについて各委員より質疑をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、請願第1号について朗読を事務局に求めます。お願いします。

## ○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊でございます。

それでは、請願第1号の朗読をさせていただきます。

まず、請願文書の資料の場所ですけれども、会議用システムの058月定例会議会の05教育民生常任委員会です。その中の001請願第1号をお開きいただけたでしょうか。

それでは、朗読させていただきます。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について。

請願趣旨、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

例えば、文部科学省が行った学校における教育の情報化の実態等に関する調査（2018）によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数で1.8から7.9人/台、普通教室の無線LAN整備率で9.9から68.8%とかなりの格差があります。学習指導要領改訂により、来年度からプログラミング教育、小学校中学年から外国語教育が実施されるに当たり、教育用コンピューター機器端末の整備は急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備にかかわらず、これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要です。

地方分権の時代において、各自治体の裁量は増大しています。それぞれの地方の特色を生かした教育施策が行われることは大切ですが、その根本を支える制度や予算措置については国の積極的な関与が引き続き重要です。また、そのことが四日市市及び全国の教育の発展と全ての子供たちの幸せにつながるものと考えます。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて

重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

請願事項、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。西尾様ですね。お願いします。

#### ○ 請願者（西尾）

おはようございます。

三重県教職員組合三泗支部支部長の西尾雅紀と申します。本日は貴重な時間をいただき、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

こちらは、四日市市PTA連絡協議会代表として、昨年度の会長であります、今年度は市P連の顧問である鈴木さんです。また、こちらは、事務局として三重県教職員組合三泗支部、片山、この3人で参加させていただきます。

まず初めに、鈴木より挨拶を申し上げます。

#### ○ 請願者（鈴木）

皆さん、おはようございます。

本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。四日市市PTA連合協議会の今年度顧問をさせていただいております鈴木と申します。今年度の会長である服部ですが、どうしても外せない仕事があるということで、私がかわりに参加させていただきます。

まずは、日ごろ四日市の教育、またPTA活動についてご理解、ご支援いただきましてまことにありがとうございます。本日は、そのPTA活動の一つとしまして議会請願に伺

いました。四日市の教育だけではなく、三重県や日本の子供たちにとって、よりよい環境整備ができればよいかなと思っております。そのためには、教育について、国がもっと積極的に取り組んでいくべきと私は考えております。そのことも踏まえまして、今回の請願、よろしく申し上げます。

○ 請願者（西尾）

では、私のほうから、4本の請願全体にかかわる思いや趣旨の部分について説明させていただきます。

○ 中村久雄委員長

1本ずつ審査ですけど、全体の思いですね。

○ 請願者（西尾）

ごめんなさい。四つまとめてになりますので、あと、それに加えて、一つずつ説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 中村久雄委員長

お聞きします。どうぞ。

○ 請願者（西尾）

これら4本の請願は、もともと6者懇といひまして、三重県PTA連合会、高等学校PTA連合会、幼稚園長会、小中学校長会、高等学校長会、教職員組合の6団体で検討し、作成されています。これらは、教育にかかわる関係者の代表者がそれぞれの立場で意見を出し合い、子供たちの未来と自分たちの思いを乗せながら客観的なデータも合わせ、請願を作成しています。そして、これら作成したのをもとに、来年度の国の予算編成の前に、県内の各市町でこのような取り組みをしているところがございます。

請願として提出した4本の趣旨は、例年同様の趣旨を請願や陳情の形で議会のほうに提出させていただいています。これらは、日本の教育にとって非常に重要であるとともに、いつまでたっても解決されていない課題だからこのように毎年上げさせてもらっているということです。

請願の理由の中には幾つかの例が示されています。請願趣旨がわかりやすくなるようにするためのあくまでも1例です。現在、地方分権の時代ではありますが、請願として上げた4本については、日本中どこにおいても国の責任において平等に扱われるべきものだと考えています。私たちの力で国の施策を変えることはできません。しかし、私たちが私たちができることの一つとして、このように市町や県に声を上げています。この後、四日市市のことについても議論がされるかもしれませんが、私たちの思いは、四日市市のみに限らず、日本に住む全ての子供たちの未来をちゃんと国が責任をもって描いてほしいということです。このようなことを踏まえて、担当である片山のほうから請願の説明をさせていただきます。

## ○ 請願者（片山）

失礼します。

私のほうから説明をさせていただきます。

請願書にもあったように、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制、機会均等、教育水準の維持向上を国が責任をもって支える制度です。1985年までは、この国庫負担制度には教材費も含まれていましたが、現在は一般財源としての措置になっており、このことは教育環境整備にかかわるさまざまな面で、都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

その1例がここにありますが、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差です。今の世の中、ICT機器の利用は必須です。学習指導要領改訂により、来年度からプログラミング教育が実施され、よりICT環境が重要となります。また、学校現場では、プログラミング教育だけでなく、英語の授業においてもパソコンの活用が必須です。それだけではなく、社会科の授業などでもICTを利用して子供たちに資料を提示し、その資料をもとに考えを深める授業も取り入れられています。

これらの授業は当然、ICT機器の環境整備拡充が必須ですが、残念ながら全国の各自治体においては整備状況に格差があります。委員の皆さんなら、この格差は各市町の財政状況から生まれてくるというふうなことは容易に想像していただけたらと思います。

四日市市では、議会での議論をもとに、市独自でタブレットパソコンを各校40台ずつ配置していただき、私の学校でも早速2学期から活用させていただいております。このことは、現場にいる私たちにとって本当にありがたいことです。ありがとうございます。

今お話ししたICT機器の環境整備はあくまでも1例です。教育にとって本当に必要な教材や環境整備については、本来、国が責任をもって取り組むべきものだと思います。

地方分権の時代において、各自治体の裁量でそれぞれの地方の特色を生かした教育施策が行われることは大切ですが、その根本を支える制度や予算措置については、国の積極的な関与が引き続き重要であり、そのことが四日市市及び全国の教育の発展と全ての子供たちの幸せにつながるものだと考えております。未来を担う子供たちの豊かな学びのために教育に地域間格差が生じないように、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を国に申し入れていただきたいというものです。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

請願書の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対して、委員の皆さんから質疑があればお願いいたします。また、理事者の質疑につきましては、後ほど時間を持ちますので、その際をお願いいたします。

もう一度言いますが、傍聴の方が、一般の方1名と報道の方1名、入れられておりますのでご承知おきください。

それでは、委員の皆さんからのご質疑がありましたらどうぞ。

#### ○ 荒木美幸委員

きょう、お忙しい中、わざわざご足労いただきましてありがとうございます。

2点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、最初に、1号から4号の全体の思いということでお述べになった中にはあったかと思いますが、この時期に毎年、陳情か、あるいは請願かという形で提出をされているかと思います。

私は平成23年からずっとかかわらせていただいておりますけれども、昨年初めて陳情ということになりました。この、陳情と請願、もちろん両方重いものだとは認識をしておりますけど、より請願のほうはこういうふうに審査をいたしますので重さの度合いが違うと思います。昨年度だけ陳情として出された理由はございますか。



○ 請願者（西尾）

非常にこういう場合申し上げにくいことなのですが、正直に言うと、こちらの準備が正直間に合わなくて最終陳情という形になりましたので、そういうことです。

○ 荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。

昨年の内容と比べますと、先ほどもご説明がありましたけど、事例がきちんと加わって、よりわかりやすくしていただいたのかなと思います。今回はICT環境についての具体事例を入れていただいておりますが、都道府県の間で差があるということでデータも載せていただいておりますが、三重県の数字であったりとか、四日市——もしわからなければ後で理事者側に確認しようかなとは思っておりますが——お手元にデータがあれば教えていただければと思います。

まずは、1人当たりの台数、それからLANの整備率ですね。

○ 中村久雄委員長

ありますか。片山様、お願いします。

○ 請願者（片山）

三重県の教育コンピューター1台当たりの児童生徒数は1台につき5.8人というふうなことで、全国平均より少し低目、全国平均が1台につき5.6人という中で少し上になるかと思えます。データのほうが平成30年3月というふうなことです。少し前の状況ということで、今年度に入ってからもう整備されているという自治体、四日市市も整備されているというので、もう少し上がってくるのかなというふうには思っております。

○ 荒木美幸委員

三重県もそうすると1台で5.8人。LAN環境というのは。

○ 請願者（片山）

LAN環境は、全国平均は34.5%ですが、三重県の平均値としては29.2%というふうになっております。

○ 荒木美幸委員

四日市はないんですね。四日市は多分理事者であれば分かると思いますが。

○ 請願者（片山）

四日市のほうはタブレットというふうな感じで、タブレットであれば、LANはつながるのかなというところがあるので整備されているというふうを考えております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

○ 平野貴之副委員長

ちょっと教えていただきたいんですが、この義務教育費国庫負担制度というのは、教職員の給与について負担する制度、現状そうになっているんですが、この請願の内容というのは、その制度を国庫の負担金をICT環境の整備に使用できるように範囲を拡充してほしいという意味ですか。

○ 請願者（片山）

そういうことです。1985年まではそういう教材費も含まれていたんですが、それが一般財源としての措置となったことで、ICT環境までそういう国庫負担制度のほうで使用できなくなっているというところがあるので、そこを充実していただきたいというふうな、拡充していただきたいというふうなところです。

○ 石川善己委員

ちょっとお伺いしたいと思います。

今、平野副委員長のほうからも指摘があったんですけども、教材費というところでカバーができる面かなと思います。昭和60年に一般財源化されて、これ、一般財源化されたときには減額されずにそのまま一般財源に全額補助として入ってきているはずなんですね。そのあたりはいろいろ述べてはいただいていますけど、なぜ教材費ではだめなんですかというところ、あと、各市町である都道府県の自由裁量に任せるのでは、ちゃんとやってく

れないよというところの意図があるから拡充ということなんですかね。

#### ○ 請願者（西尾）

そのとおりでございます。実際、文部科学省も一般財源化することによって、恐らく各市町の自治体はその来たお金を一括の財布になりますので、正直財政状況によって減ることはあってもふえることはないだろうという予測のもとで話をしているみたいです。ただ、かといって、そういう市町ばかりではないし、四日市、しっかりやっていただいているなというふうには思っておりますので、全国の格差をなくす、国がしっかり保障していくという趣旨でございます。

#### ○ 石川善己委員

一般財源化することによって、それだけ使わないところも出てくるだろうという予測のもとということですね。

ここにデータを上げていただいているんですけども、施設整備的なことで、LAN環境であったりとか、プログラミング教育に必要な機材というところの話はされているんですけど、成果的な部分で格差が本当に出てきているのか。例えば、成績であったりとか、そういったところに出てきているデータがあればお示しをいただきたい。

#### ○ 請願者（西尾）

具体的に、例えば全国学力・学習状況調査であるとかという成果に直結するようなデータはありません。ただ、今回パソコンのことを上げさせていただいていますが、実際、過去に図書費でちょっと追った調査もありました。それに関しては、やはり各自治体によって、一般財源化されたことにより、文部科学省の求めている図書の冊数をクリアできていない自治体が結構出たというところがあります。

#### ○ 石川善己委員

ずっとこの請願を出され続けているので、私も三、四年、議員になってからずっと8年、9年、データを取っています。そういった中で以前にも話をさせてもらったことがあるんですが、都道府県の負担格差、東京都と秋田県、これ、公費負担については6倍ぐらいの東京都と秋田県は格差があります。ところが、全国学力・学習状況調査の結果だけで踏ま

えると、秋田県のほうがはるかに成果が上がっているという実態があつて、この負担割合とか都道府県の一般財源化されたところの使い方いかんではなくて、それ以外の部分で学習結果の成績については反映されてくる部分があるんじゃないかと思います。公費負担において、これだけ東京都と秋田県に格差がある中で、お金以外の部分で埋めるというか、逆転ができるという工夫ができるんじゃないかというところのデータが以前に私らのところにも出てきています。そのあたりについてはどうお考えか、もし見解があれば、ちょっと範疇を超えてしまうかも知れませんが、お願いしたいと思います。

○ 請願者（西尾）

今言われているとおり、そのとおりだというふうには解釈しています。例えば、もし三重県がこういう環境が、他府県に比べて整っていなかったとして、そのときにもし、例えばパソコンが三重県内の全ての小中学校にちゃんと導入されていて、タブレットの使える環境にあるとなれば、今の三重県の学力調査なりなんりのデータはさらに上がると思っています。なので、その6倍を埋めるかどうかというのはちょっと疑問はありますが、正直。そういう意味で、都道府県格差は減るというか、充実したものになるということは確実に言えると思います。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

最後に1点、願意の最終確認だけさせていただきたいんですが、最終、願意というのは、国庫負担金制度の対象範囲を拡充してほしいというのが第一ラインなのか、国庫負担金の負担比率の引き上げ、これ、もともと2分の1を15年ぐらい前に3分の1に引き下げたと思います。どちらが主たる願意なのかというところの確認をさせていただきたいと思います。

○ 請願者（西尾）

請願趣旨を読んでいただくと、今回は拡充のほうだと思いますが、ただ、思いとしてはどちらもあげてほしいというところが正直なところですよ。

○ 石川善己委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご質疑ございませんか。

○ 伊藤昌志委員

2点あるんですけども、その前に、石川委員が先ほどお伺いしたことをもうちょっと確認させていただきたいんですが、石川委員がおっしゃったのは、要は金額の充実ではなく、東北の事例で学力の差がお金によるものではないということでお伺いしたと思うんですが、今のご答弁だと、充実することが三重県もこのPC環境は上がるということで、反対のお考えということですか。

○ 中村久雄委員長

反対ではない。

○ 石川善己委員

そういうことではない。

○ 伊藤昌志委員

わかりました。撤回します。わかりませんでした。済みませんでした。

2点ありまして、1点目は、そうすると、この請願は全国1700余りの市町村で同じようなものが出されているのでしょうか。

○ 請願者（西尾）

全てを確認しているわけではないので、正確な数等々はわかりませんが、県内各自治体においてこういう取り組みをしております。三重県だけでなく、全国で取り組みや展開をしていますが、ただこういうふうには、教職員団体とPTAというふうには協働しながらやっている都道府県は全国全てではありませんので、多くの自治体から上がっていますが全てではないということだけ答えられます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ほかにご質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は一旦傍聴席のほうにお戻りください。

では、続きまして、理事者のほうの質疑を受けたいと思います。

理事者の方から補足説明はございますでしょうか。

○ 中村教育支援課長

中村でございます。

先ほど、四日市市のICT環境のことについて少し補足で説明をさせていただきます。

教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数、三重県、先ほど5.8人/台、平成29年、昨年度は四日市は7.7人/台でございました。今年度、タブレットパソコンを入れていただいたことによって、今年度については5.0人/台ということになっております。

続きまして、普通教室の無線LAN整備率でございますが、先ほど三重県29.2%というふうにおっしゃっていただきましたが、四日市は昨年度15.4%、これが今年度、タブレット環境を整えるに当たり、無線LANの環境も整備をいたしまして23.2%というふうになっております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

補足説明は以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、委員の皆さんから理事者のほうにご質疑、確認したいことがありましたらお願いします。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

質疑もないようですので、質疑はこれで終了させていただきます。

それでは、討論に入ります。

それでは、請願第1号について、討論、意見の表明等がありますか。

○ 石川善己委員

請願不採択の立場で討論させていただきます。

この国庫負担金の引き下げというのは、2006年、自公政権、小泉内閣のときに地方の実情に応じた弾力的な教育に対して、それを実現するために引き下げた部分を一般財源化して使えるようにというところで、地方の裁量に任せたところの比率を大きくしたというところになっております。

先ほど質疑でも申し上げたとおり、だからといって各都道府県の負担金額の大小によって、成績の結果が必ずしも負担金額が小さいところが教育的な効果が上がってきていないということは因果関係が証明できないというふうに判断をしております。

また、国庫負担金については、教職員の人件費のみが対象になっておって、本市でも取り組んでいます独自のスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラー、教育アドバイザー、あるいは教員資格を持っていない民間の方々の学校にかかわっていただく部分については一切対象とはなっていないのが現状であります。そういったところをカバーするために一般財源化されて、国のほうから減額されることなく入っているという状態。

そして、あくまでここに上げていただいていますプログラミング教育に関する部分の充実に関しては、本来教材費のところできちんと整備をされるべきものでありますし、この教材費の部分の充実でプログラミング教育に係るところへ集中的に投資をしてほしいという請願内容であれば理解できるところはあるんですけれども、あくまでこれは、国庫負担

金の補助対象とはなっていないというところも鑑みて、総合的に判断をして、今回の請願について、私の立場としては採択すべきでないというところで討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

反対の立場の討論がありました。

ほかの委員の皆さん方、よろしいでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

毎年のように出されていらっしゃって、去年は時間がなくて陳情という部分がすごく気になりました。当然、請願というのは憲法で保障されていますし、国民の基本的権利はあるんですが、教育の分野でこれが一番外れているというか、今回の四つの一つ、最初に出てくるものとしてはもっと大切なものがあるんじゃないかという印象を強く受けましたので、反対の立場であります。

○ 中村久雄委員長

他の委員の皆様はよろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

私は賛成の立場で討論させていただきます。

I C T化とかL A N環境、対象になっていないところの拡充は私は必要だと思っていますし、これからますます英語教育も拡充していかなければならないというふうに私はずっと前から思っていますので、そういう教職員の給与等々じゃなくて、全体的な英語教育というものの対象であると思っていますので、私は賛成の立場であります。

○ 中村久雄委員長

ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(なし)



○ 中村久雄委員長

それでは、反対表明がございましたので、挙手による採決を行います。

請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、これを採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

賛成多数ですので、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。しばらくお待ちください。

事務局に朗読させますので、お聞き及びください。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局より朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置すると趣旨で確立された制度です。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因となっていると考えられます。

例えば、文部科学省の、平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果、平成30年3月現在によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数1.8から7.9人/台、普通教室の無線LAN整備率で9.4から68.6%とかなりの格差がある。学習指導要領改訂により、来年度からプログラミング教育、小学校中学年から外国語教育が実施されるに当たり、教育用コンピューター機器端末の整備は急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備にかかわらず、これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要です。

地方分権の時代において、各自治体の裁量は増大しています。それぞれの地方の特色を生かした教育施策が行われることは大切です。その根本を支える制度や予算措置については国の積極的な関与が引き続き重要です。また、そのことが四日市市及び全国の教育の発展と全ての子供たちの幸せにつながるものと考えます。

未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度のさらなる拡充が求められます。

よって、国におかれましては、義務教育費国庫負担制度の充実を求めるとともに、これに必要な財源を確保するよう強く要望いたします。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ただいま朗読されました意見書について、内容にご異議ございませんでしょうか。

(なし)

#### ○ 中村久雄委員長

ご異議もないようですので、意見書は原案のとおりとさせていただきます。

それでは、採択の賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきます。

それでは、署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。賛成委員の方。

それでは、意見書提出の発議については、提案理由説明の署名者から行っていただくこととなりますが、委員長の間が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、私からさせていただくことにいたします。

[以上の経過により、委員長が発議者となって別紙意見書案を提出することに決める。]

○ 中村久雄委員長

引き続き、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

○ 中村久雄委員長

請願者の方は請願者席のほうへ移動してください。

それでは、請願第2号について朗読を事務局に求めます。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊です。

それでは、朗読をさせていただきます。

資料ですが、同じフォルダー05教育民生常任委員会の資料002請願第2号をごらんください。

それでは、朗読をさせていただきます。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について。

請願趣旨。

子供たちの姿を出発点とした主体的で協働的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つだと考えます。学級編制について国際的に比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人（2018年OECD公表値）、経済協力開発機構（OECD）加盟国1クラス当たりの児童生徒数は小学校21人、中学校23人と大きく上回っています。三重県でも小学校25.1人、中学校30.2人（平成30年度学校基本調査、単式学級）と、やはりOECD加盟国平均を大きく上回っています。

このような中、四日市市では、市独自で常勤講師を配置し、小学校1年生及び中学校1年生における30人以下学級の編制によって、小1プロブレムや中1ギャップの解消に寄与していることで、保護者や教職員から大きく評価されています。また、2018年度からは、学校業務アシスタントや部活動支援員を導入し、教職員が子供と向き合う時間の確保にも積極的に取り組んでいます。

これらは、本来は国の施策として全ての子供たちに提供されるべきものですが、国による教職員定数改善計画は、第7次（2001年から2005年度）を最後に策定されていません。

日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均（5.0%）にいまだに及んでいません。教育基本法により定められている第3期教育振興基本計画（2018）の中で政府は、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要としています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが山積する教育課題の解決へとつながり、そして、それらは子供たち一人一人の豊かな学びを保障することにつながっていくと考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

請願事項、子供たちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

## ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

## ○ 請願者（片山）

子供たちが、みずから主体的に周りの友達と協力、協働しながら豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つであると考えています。マスコミや文部科学省でも取り上げられることの多いOECD加盟国との比較ですが、1学級当たりの児童生徒数の平均は全国だけでなく、三重県でも大きく上回っています。現在、学級編制の標準は40人学級で、小学校1年生のみ35人学級となっており、三重県独自の取り組みで小学校1、2年生は下限ありの30人学級、中学校1年生は35人学級となっています。

四日市市では、市独自で常勤講師のほうを配置してもらって、小学校1年生は下限なしの30人学級、中学校1年生も30人学級の編制によって、小1プロブレムや中1ギャップの解消に寄与していただいております。また、今年度からは、学校業務アシスタントや部活動支援員を導入したりして、子供たちの豊かな学びが保障されるよう取り組みのほうを進めていただいております。

しかし、本来であれば、国の施策として行われるべきものですが、国による教職員定数改善計画は第7次を最後に策定されておられません。また、教育機関に対する公財政支出は教育基本法により定められている第3次教育振興基本計画で参考にするとしているOECD諸国の平均のほうにいままだ及んでおりません。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが山積する教育課題の解決へとつながり、子供たち一人一人の豊かな学びを保障することにつながっていくと考えます。そのため、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を国に申し入れていただきたいというものです。

以上です。

## ○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆様からの質疑があればお願ひいたします。理事者の質疑におきましては、また後ほど時間を設けますのでその際にお願ひいたします。

○ 石川善己委員

1点お願いします。ここにOECDとの比較が出されているんですけども、日本の国内でいうと、三重県と他の府県との比較とか、そういったデータがあればお示しいただきたい。日本の中での三重県の地位は。

○ 中村久雄委員長

ありますか。ないですか。

○ 石川善己委員

なければ、もし後でまた、教育委員会のほうで取り寄せられるのであれば資料をいただきたい。

続けて、もう一点だけ確認をさせてください。

願意というのは、改善計画策定というところで、教職員の定数をふやしてくれということが主たる願意という理解でいいですか。

○ 請願者（西尾）

そのとおりでございます。現場教職員として、1学級に40人生徒がいる場合と30人いる場合、明らかに教師の見立てとして違います。それによって出る成果とかというデータは残念ながらございませんが、現場教職員としてはもう明らかに体感できるものです。なおかつ、1クラスの学級の中にはいろいろな生徒がいますので、一人一人をしっかりと見ていくという上では40人、30人は明らかに差がありますので、そのことを踏まえて、改善計画を進めてくださいという趣旨でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

他にありますか。

○ 村山繁生委員

端的にちょっと教えてほしいんですけど、教職員定数改善計画ですね、第7次、2005年度を最後に策定されていないということなんですが、この理由は何ですか。請願者に理由

を聞いてわかるかどうかわからないんだけど、どういう理由でこれが今まで、それ以降なされていなかったのかということを知る範囲で。

○ 請願者（片山）

文部科学省のほうでは、やはり自治体のほうを把握したりして、改善計画の要請のほうを上げていくというところは進んでいるんですが、財源という部分で財務省のほうでストップがかかってしまっているというところが大きいのかなというふうには思っております。以上です。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ありましたら。

○ 伊藤昌志委員

請願趣旨にあります学校業務アシスタントや部活動支援員の活動内容を教えてください。

○ 請願者（片山）

昨年度は抽出で、小学校3校、中学校3校に入れていただいているのが学校業務アシスタントなんですけれども、宿題プリントだったりとか、全校に配布するプリントだだだの印刷等は教職員が行っていましたが、その業務の改善ということで、印刷のほうをかわりにやっただだだというふうなことで、毎日ほぼ午前中に来ていただいで、それが今とても多い状況になっています。また、今後、学校環境整備だだだだとか、あとはデータ入力だだだだとか、いろんな面で支援していただけるだろうというふうな見通しも持っています。本当に現場ではすごく助かっているという実感を持って、早く帰れるなとか、見通しを持って仕事をしなくちゃいけないなというところは感じているところなので、大変ありがたいというふうには思っております。

以上です。

○ 請願者（西尾）

部活動支援員のほうですが、現在、例えば放課後、私たち、学年で会議を持つときがあるんです。そういう会議が設定されると、部活動を必然的に見に行くことができないので、そのときに部活動支援員がかわりに生徒たちを見てくれるというような活用をしております。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 伊藤昌志委員

部活動支援員は、そうすると夕方時間帯だけですか。

○ 請願者（西尾）

今現在、そういう形で活用しております。

○ 伊藤昌志委員

私の知るところで、間違っていたら済みません、教えていただきたいんですが、これって、学校長のOBの方が入られるというとかではなくということですか。

（発言する者あり）

○ 伊藤昌志委員

実態についてちょっと言葉と見合っていないかなというふうに感じていたもので、ちょっと確認したいというか教えていただけたらと思います。

○ 中村久雄委員長

伊藤委員、それは後ほど教育委員会のほうに。請願とは違います。教育委員会に確認してください。お願いします。

○ 伊藤昌志委員

請願内容が間違っていればいけないなと思ったので……。



○ 中村久雄委員長

じゃ、その確認で教育委員会に。後ほど時間を設けますので。

○ 伊藤昌志委員

もう一つ、それが合っていたとしてということに当たるんですけども、アシスタントや部活動支援員さんのほうをふやすということ、ほかの部分でそうやって人的な保証をすることで、教員の皆さんの教育のやりやすさが増すということもあるのではないかなと考えているんですが、どうでしょう。人数の問題ではなく。

○ 請願者（西尾）

まず、今回ここに書かせてもらっている業務アシスタント及び部活動指導員は、ある意味、授業とは関係ない部分の仕事の一端をこの方々に担ってもらっています。その分私たちは子供たちのことを考えたりとか、子供たちの展開していく行事のことを考えたり、準備をしたりとかという時間に使えるようになっていきます。ですので、こういうことがもっと多く展開されると、その分私たちは子供のことを考える時間がしっかりできます。

ただ、今回、この請願については、そもそもその部分も結果的には含まれてくるんですが、1学級当たりの40人という数が多い、もっと減らした状態で日々子供たちを授業なり、担任としても見ていきたいという思いで、教職員定数改善を進めてくださいという趣旨でございませう。

○ 伊藤昌志委員

というと、プラスの人数が少人数になることが唯一の手段ということですか。私の申し上げた方法ではうまく教育できないということですかね。

○ 中村久雄委員長

唯一じゃないけど、この部分が非常に大きなウェイトを占めておるということで……。

○ 請願者（西尾）

ということで、重要という意味において、40人学級を30人にしてほしいというのが、今

回のこの請願のメインになってきます。それが第一です。

○ 中村久雄委員長

それでは、他にご質疑よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

では、質疑ないようですので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は一旦傍聴席のほうにお戻りください。

それでは、理事者の方から何か補足説明ありましたらお願いいたします。

○ 内村学校教育課長

1人当たりの、三重県外、他県の状況につきましては今ちょっと持ち合わせがございませんので、資料をそろえさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 石川善己委員

本会議場の採決に間に合えばいいので、データをください。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

○ 平野貴之副委員長

伺いたいんですけども、この請願書に書いてあるように、四日市市、今教職員の方々の負担を減らしていくために、アシスタントとか部活動支援員というのを実験段階で本格導入に向けて今検証している段階だと思うんですが、この請願が通ったとして、1クラス当たりの人数が減らされるとかという、学級数がふえていって、今、ただでさえ学校によっては教室がばんばんのところがある。その中でこの請願を通してしまうと、余計教室

をふやさなければならないということで、やはり地域の実情に合わせた教職員の方々の負担の減らし方というのを考えると、この請願を通すよりも、こういうふうにはアシスタントや部活支援員の導入などで負担の軽減を図っていくほうが地域の実情に合っていて、四日市としても向いているんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

はい、ちょっと答弁必要ないと思いますので。

○ 伊藤昌志委員

先ほど申し上げた部活動支援員の内容と違って把握していらっしゃいますか。

○ 中村久雄委員長

その説明をお願いします。

○ 高橋指導課長

指導課長の高橋でございます。

ここは追加資料のところで、前回要請がありましたので、業務アシスタントと部活動協力員、そのところで話をさせていただきますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

何ページか言うたれや。

○ 高橋指導課長

タブレット05、8月定例月議会、05教育民生常任委員会、よろしいでしょうか。005教育委員会（決算分科会）追加資料でございます。その4ページでございます。

昨年度の部活動協力員のモデル校を配置させていただきました。小規模校、中規模校、

大規模校に配置をさせていただいて、その効果を検証いたしました。

部活動協力員は、先ほど請願者の方が申しましたように、会議とか、それから生徒指導上緊急で家庭訪問をしなくてはならないとか、それから教職員の出張等でどうしても部活動の顧問として見ることができない、そういう場合、今までは部活動をやめておりました。しかし、このような協力員によって見守り活動をすることによって、それぞれの種目によっていろいろな取り組みはありますけれども、一定部活動の時間を保証できるというようなところで、昨年度検証をさせていただきました。

以上です。

#### ○ 伊藤昌志委員

ということで、それが今の部活動支援員のことということですね。そうすると、この時間帯だけ、これはされているという内容ですね。

#### ○ 高橋指導課長

部活動の時間だけで、1日2時間、月に15回程度というようなところで取り組みは進めております。

#### ○ 伊藤昌志委員

そうすると、この請願の内容にあるほかに、学校長のOBの方が現場で働いていらっしゃるんのですが、把握していらっしゃいますでしょうか。それ、どのようなお立場の方かおわかりになりますか。ここ2年ぐらいだと思うんですが、新たに来ていらっしゃると思いますけど。

#### ○ 内村学校教育課長

部活動協力員におきましては、部活動の見守り、技術指導をできる方というのを要件としておりますので、退職された校長先生がこの業務につくということは起こり得ることでございますし、実態としてそういうこともございます。

#### ○ 伊藤昌志委員

もう一度確認なんですけど、そうすると、部活動の時間だけお越して、部活動の支援をし

ているということで間違いないでしょうか。

#### ○ 内村学校教育課長

部活動協力員に関しましては、部活動の時間帯に限定した活動となりますので、中には授業中は非常勤講師で働き、授業の終わった後、部活動指導員で放課後の部活動指導に当たるというような活用の仕方もございます。

#### ○ 伊藤昌志委員

非常勤講師と部活動の支援をしているということによろしいですか。ほかに業務はしていないですか。

#### ○ 内村学校教育課長

非常勤講師の場合ですと、当然かかわる業務内容が授業となりますが、例えば、再任用短時間勤務というような勤務形態の方もございます。こういった方に関しましては、授業だけが業務という割り振りではございませんので、学校業務全般にかかわる短時間勤務を行っております。ですので、そういった方は、勤務時間内においては授業以外の業務にかかわることもございます。そういった短時間勤務などの業務が終了後、部活動協力員として部活動の指導に当たるという、そういった形態については想定されている範囲でございます。

#### ○ 村山繁生委員

教育委員会のほうにも質問したいと思うんですが、第7次以降、策定されていないことについてどう把握されて、どうお考えなのか、ちょっと聞きたいと思います。教育委員会として。

#### ○ 内村学校教育課長

市教育委員会としましても、県教育委員会を通じて文部科学省のほうに定数の改善については毎年要望を上げているところでございます。文部科学省としましては、定数改善に関しての提案はございますものの、なかなか予算化されていないという実態があるというのは、そのように認識しております。また、子供の少子化に伴って、教職員の定数につい

ては一定、子供の少子化との関係性ということで、今後どのようにしていくのかというあたりの整合をとるということも聞いております。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ほかにご意見よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、他にないようですので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、請願第2号について、討論、意見の表明等がありますか。

○ 石川善己委員

反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、教育委員会のほうからも説明が若干あったんですけども、向こう5年間、平成で言うと平成36年、令和6年になると子供の数が94万人減ると、クラス数が2万1000減る。そういったところを鑑みて、なおかつ加配を現在の水準、10クラスで18名の教員という加配を維持したとしても、教職員定数というのは3万7000人減でやっていけるというところが、これは財務省ですが、調査で出ております。

そういったところも踏まえて、この少子化の流れの中で大事なものは、教員の数ではなくて、質のいい教員をどれだけ採用できるかというところでありますよねというところが一つ。

去年の3月、三重県議会において、少人数学級の教育研究成果が県教委のほうと県議会で示されております。それを見ておって、30人学級、あるいは35人、少人数学級でやった結果、教科の理解力に関して、算数においては少人数化されたほうが理解力が下がっている。学年によっては、いじめ件数は少人数化されてからのほうが増加しているというようなところのやりとりが三重県議会でもなされております。

そういったところを踏まえて、必ずしも教員定数の増をすることが子供たちにとっていい環境を生むということは合理性に欠けるというところを判断させていただいて、この計

画についての反対討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

反対表明がございました。

ほかに。

○ 川村幸康委員

県議会でそういう意思統一が出された、意見があったというだけの話なのか、ちょっと今問題あるで。学力が下がったとか、それはちょっと問題やで、今のは。少人数で、県議会がって。

○ 石川善己委員

これは意見があったのではなくて、県会議員の質問に対して県教委が資料を提出して、その資料によって、教科によっては理解度が下がっている科目もあったというところが示されたということでもあります。

○ 川村幸康委員

いやいや、私が聞きたいのは、少人数によって理解度が下がったということを県議会の公式なところで県教委が答弁をして、少人数学級で下がったから、もっと逆のほうにやらかなあかんのやということではないわけやろう。だから、今の言い方を聞くと、少人数になったで学力が下がったということになると、正直言って、そうしたら今、中1や小1のほうもそんなのやったら、今の制度と人数、相当に乖離があるでさ。誰が考えたって、多いより少ないほうが充実はあるということがある中でいくと、県議会でそんな議論があって、県教委もそんなのじゃ、一遍四日市市議会としても聞かなあかんで、それは問題にして。そんなことが本当にあったとしたら、それは問題やで。全国的な流れから言うても、県教委もまたそれを答えたというのは、県教委も一遍たださなあかんわ、ちょっと問題にして。そんな、おまえ、少人数になったら学力が下がったというんやったら、俺は、それは大問題やで、これ。

## ○ 中村久雄委員長

今、石川委員の発言の中では、例えば数学において下がった、教科によってそういうばらつきもあったというので、整合性があるものじゃないよということが出たからというふうに理解していますけれども。

## ○ 石川善己委員

誤解を受けるような発言であったら訂正をしたいと思いますが、少人数教育によって教育的効果が下がったという答弁があったとかいうことじゃなくて、県議会の中で、ちょっと詳細は私もはかりかねます。委員会なのか、どこだったかわかりませんが、資料を求めて、少人数になってからの教科ごとの理解度か何かの資料を請求したときに、教科によっては少人数化があったほうが理解度が下がった教科もあったというところを聞いているので、その旨をお話ししたと。それを、少人数のほうが教育的効果が下がるとか、そういったやりとりがあったとか、明確にそういう答弁があったということではないということだけは補足させてください。

## ○ 川村幸康委員

だから、石川さんに対して文句を言うておると違って、基本的に一番、今の発言の中の肝というのは、少人数になったで、数学でそういったことが行われたということを経教委が言ったとすると、それは誤解を招くことも含めてあるわけやで、それはある程度きちっとした公的なところでそういうことを発言されたのであれば確認をとって、私は全然、石川さんが過ぎておるとは思わへんもんで、そういうやりとりがあったんなら、それは経教委としても誤解を招いているわけやな。私も聞いたら、あれ、少人数のほうが学力が下がんのやと思ったら、だから、それはやはり誤解を招かんように、きちっとどこかでたださんと、それだけがひとり走りすると、数学のテストはようけでやったほうがええんやみたいな話の世界ではちょっと違うやろうなと思うておるけれども、誤解を招くで、そういう言い方をすると。総じて、結びついてイメージが一般論で、いやいや、少人数もあれば余り検証結果が出ていないんやで、変わらへんのや、そんなやったら損得勘定、銭勘定で教員が多くても少なくても変わらへんのやという話に結びつくところが、発信源が経教委やったら本家本元やでな。それは、俺はちょっと四日市市議会の教育民生常任委員会として、一遍きちっと公式に尋ねてほしいな、どういうやりとりでそういうものが出来たの



かを。要望。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

その議事録なんかとれる。

○ 石川善己委員

はいとは言えませんが、委員会なのか、個人的なところの資料請求なのかという、そういう資料が出てきたというところの確認はもちろんできますので、必要があればちょっと私、具体的に県議会側に確認をとります。

○ 中村久雄委員長

石川委員の発言の趣旨は、必ずしも請願趣旨のとおり成果が上がるとは限らないというところを言いたかったので例を出したということですね。

ほかに討論ございますか。

○ 伊藤昌志委員

反対で。石川委員と、今議論の内容に似ているんですが、教育をする上で、1回の指導人数によるところの影響はあると思いますが、そこではないのかなというふうに思っ、請願内容をお聞きしてもちょっと納得できないことがない、反対です。

○ 村山繁生委員

反対ばかりだと私いつも賛成。賛成の立場で討論いたします。

よりきめ細かな教育のために、やっぱり私は、もともと少人数学級は賛成しております。もう子供は将来減っていくから先生も減らしてけば良いという問題ではなくて、質が大事なことはもちろん、それは当たり前のことですけれども、現時点で先生、今大変だと思うんです。なかなか自分の時間を持ってないぐらいほとんど残業で、本当に厳しい、苛酷な今状況だと思っています。これは働き方改革においてもわかってきておりますし、今の現状を見て、やはりもっと充実した教育のためには、私はこういったことも必要だというふうに思っておりますので、賛成します。

○ 中村久雄委員長

賛成の表明がございました。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、反対表明がございましたので、挙手による採決を行います。

請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、これを採択することに賛成の皆様を挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

賛成多数ですので、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。しばらくお待ちください。

それでは、事務局に朗読させます。

○ 渡邊議会事務局主事

それでは、事務局より朗読させていただきます。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)。

子供たちの姿を出発点とした主体的で協働的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つだと考えます。学級編制について国際的に比較す

ると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人（2018年OECD公表値）であり、OECD加盟国1クラス当たりの児童生徒数である小学校21人、中学校23人を大きく上回っています。三重県でも小学校25.1人、中学校30.2人（平成30年度学校基本調査、単式学級）と、やはりOECD加盟国平均を大きく上回っています。

このような中、四日市市では、市独自で常勤講師を配置し、小学校1年生及び中学校1年生における30人以下学級の編制による小1プロブレムや中1ギャップの解消に寄与していることで、保護者や教職員から大きく評価されています。また、2018年度からは、学校業務アシスタントや部活動協力員を導入し、教職員が子供と向き合う時間の確保にも積極的に取り組んでいます。

これらは、本来、国の施策として全ての子供たちに提供されるべきものですが、国による教職員定数改善計画は、第7次（2001年から2005年度）を最後に策定されていません。

日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均（5.0%）にいまだに及んでいません。教育基本法により定められている第3期教育振興基本計画（2018年から2022年度）の中で政府は、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要としています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが山積する教育課題の解決へとつながり、そして、それらは子供たち一人一人の豊かな学びを保障することにつながっていくと考えます。

よって、国におかれましては、教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充を進めるよう強く要望いたします。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ご苦労さまです。

ただいま朗読された意見書について、内容にご異議ございませんか。

（なし）

#### ○ 中村久雄委員長

ご異議もないですので、意見書は原案のとおりとさせていただきます。

それでは、採択の賛成委員による意見書の提出の発議とさせていただきます。

署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。

それでは、意見書提出発議についてよろしいですか。

提案理由の説明を署名者から行っていただくこととなりますが、委員長の私が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ **中村久雄委員長**

それでは、私がさせていただきますことにいたします。

[以上の経過により、委員長が発議者となって別紙意見書案を提出することに決める。]

○ **中村久雄委員長**

それでは、引き続き、請願第3号子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について

○ **中村久雄委員長**

請願者の方は請願者席のほうへ移動をお願いいたします。

それでは、請願第3号について朗読を事務局に求めます。

○ **渡邊議会事務局主事**

事務局から朗読させていただきます。

資料でございますが、先ほどと同じフォルダー05教育民生常任委員会の資料003請願第3号をお開きください。

それでは、朗読させていただきます。

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について。

請願趣旨。

学校にはさまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちが通っています。厚生労働省の国民生活基礎調査、2016年によると、子供の貧困率は13.9%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は極めて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子供たちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

また、日本の高等教育の授業料は、国際的な比較において最も高い水準の国の一つであるとされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構、OECD平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2018」）

希望する全ての生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、三重県教育委員会が出した、令和2年度国への提言・提案にもあるように、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る等、制度のさらなる緩和、拡充を求めています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められています。

以上のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するために、子供の貧困対策の推進、就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

請願事項。

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 請願者（片山）

学校には、本当にさまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちが通ってきています。先ほどにもありましたように、厚生労働省の調査によると、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされております。また、大人が1人の世帯では、大人が2人以上いる世帯より著しく厳しい経済状況に置かれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は極めて重要であると考えます。教育相談などを充実させる取り組みや関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

また、日本の高等教育の授業料は、国際的な比較において最も高い水準の国の一つであるとされています。希望する全ての生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。来年度から私立高校に通う生徒への就学支援金の上限額の引き上げが行われますが、実際には授業料だけでなく、教材費等の支払いもあります。教材費等の支払いについても就学給付金としての制度はありますが、生活保護世帯、住民税が非課税の世帯に限られています。高等学校等就学支援金制度において、標準的な修業年齢を超過した場合であっても、就学支援金の対象として経済的負担の軽減を図る等、制度のさらなる緩和、拡充を求めていかなければなりません。

経済格差を教育格差に結びつけないため、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を国に申し入れていただきたいというものです。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりです。

請願者の方に対し、委員の皆様からの質疑があればお願いいたします。なお、理事者の質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。

#### ○ 伊藤昌志委員

今現在、学校で生活保護の家庭の方とか、学校教育の中だけじゃなくて、行政とか、また民間の支援を借りて教育支援をやっているところもありますが、そのあたりはご存じですか。

行政や民間の教育機関と連携してサポートしている制度というか、体制が整っていると思うんですが、そこは把握していらっしゃいますか。

○ 請願者（片山）

実際にクラスの中にも就学支援、要支援を受けている子供もいますし、修学支援を受けながら学校に通ってきている生徒や子供たちもいますが、やはり十分ではないという部分もあったり、家庭環境によって、途中から修学支援を受けるというような状況にある子もいたりします。そういう子たちの教育を保障したいというふうな思いです。

○ 伊藤昌志委員

質問趣旨としては、この請願に対して、現状、今ある仕組みの中でもできていることができていないかなというふうに思うんです。例えば、今、生活保護家庭の方が四日市市内で民間の教育機関に勉強に行くという体制が整っていますけれども、この現場と支援をしているところとの情報交換とかって余りできていないように思うんですね。そういったことをしていく仕組みのほうをしっかりして、仕組みがあっても内容が充実していかなければ予算を幾ら拡充していても意味がないかなと思って、ちょっと質問しました。

○ 中村久雄委員長

意見表明ね。

○ 伊藤昌志委員

現状、情報交換が今ある仕組みの中で、学校の現場の方々に届いていないかなというふうに思います。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ご質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は一旦傍聴席のほうにお戻りください。

理事者の方から補足説明はありますか。ないですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、委員の皆さんから理事者のほうへ質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、別段質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、請願第3号についての討論、意見の表明はありますか。

○ 伊藤昌志委員

先ほどの意見でも申し上げたんですけれども、予算の拡充で教育の質があがるわけではありませんので、今ある仕組みの改善が第一かなと思いますので、これに関しては反対とさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

反対の立場として意見をいただきました。

ほかにありますか。

(なし)



○ 中村久雄委員長

他にないようですので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

反対表明がございましたので、挙手による採決を行います。

請願第3号子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について、これを採択することに賛成の皆様を挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

賛成多数ですので、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第3号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

それでは、意見書の案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、事務局に朗読させます。お願いします。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局より朗読させていただきます。

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書（案）。

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちが通っています。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は13.9%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は極めて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子供たちに対する教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

また、日本の高等教育の授業料は、国際的な比較において最も高い水準の国の一つであるとされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても68%が私費負担で賄われ、OECD平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2018」）

希望する全ての生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、三重県教育委員会が出した、令和2年度国への提言・提案にもあるように、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る等、制度のさらなる緩和、拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、国におかれましては、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するために、子供の貧困対策の推進と就学・修学にかかわる制度の拡充を進めるよう強く要望いたします。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ただいま朗読された意見書について、内容にご異議ございませんか。

○ 平野貴之副委員長

ちょっと確認だけ。題名のところ、「かかわる」が請願のところは漢字で、意見書の案は平仮名ですが、そういうところは構わないですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

西尾様、今言われたように、もともと出された文書では、「かかわる」が漢字になって、いますが、この意見書は平仮名なんです。その辺よろしいでしょうか。

○ 請願者（西尾）

構いません。

○ 中村久雄委員長

じゃ、その意見書の案が正としてお諮りいたします。

では、ご異議ございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、採択への賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきます。

それでは、署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。

それでは、意見書提出発議については提案理由の説明を署名者から行っていただくこととなりますが、委員長の私が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、私がさせていただきますことにします。

[以上の経過により、委員長が発議者となって別紙意見書案を提出することに決める。]

○ 中村久雄委員長

引き続き、請願第4号防災対策の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

○ 中村久雄委員長

請願者の方は、恐れ入ります、また請願者席に移動してください。

それでは、請願第4号について朗読を事務局に求めます。

## ○ 渡邊議会事務局主事

事務局より朗読させていただきます。

資料でございますが、先ほどと同じフォルダーです。05教育民生常任委員会の004請願第4号をお開きください。

それでは、朗読させていただきます。

防災対策の充実を求める意見書の提出について。

請願趣旨。

南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013）にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は地震発生翌日で約35から56万人に上り、1カ月後においても約10から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大震災（2011年）、西日本豪雨（2018年）等、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されます。

また、耐震・耐火性等の安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ15.5から61.1%（三重県28.4%）、自家発電設備等9.3から90.7%（同71.5%）、貯水槽、プールの浄水装置等16.4から98.7%（同69.2%）等、まだまだ都道府県によってばらつきがあります。（「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（2017）」）既に公共施設の耐震化や計画的な整備、修繕が行われていますが、非構造部材への対応や学校、家庭、地域が連携して災害から子供を守るため、巨大地震等の災害を想定したさらなる防災対策の充実が必要です。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

請願事項。

子供たちの安心・安全を確保するために、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ご苦労さまです。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 請願者（片山）

南海トラフ巨大地震の被害想定にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は地震発生翌日で約35から56万人に上り、1カ月後においても約10から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大震災、西日本豪雨など、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されます。

耐震・耐火性等の安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率はまだまだ都道府県によってばらつきがあります。全ての小中学校が指定避難所になっている四日市市では、既に耐震化や計画的な整備、修繕なども行われています。しかし、学校、家庭、地域が連携して災害から子供を守るため、巨大地震等の災害を想定したさらなる防災対策の充実が必要です。

子供たちの安心・安全を確保するため、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を国に申し入れていただきたいというものです。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対し、委員の皆さんからのご質疑あればお願ひいたします。理事者の質疑は後ほど時間を設けますので、後ほどお願ひします。

○ 伊藤昌志委員

意見書の内容自体はもちろん同意するんですけども、例えば東日本大震災のときには、釜石の奇跡で、てんでんことというのがありましたが、その内容についてはご存じですか。

○ 請願者（西尾）

知っております。

○ 伊藤昌志委員

教職員の皆さんの力によって子供たちの命が守られる守られないという現状があります。

もう一つ、ことしの4月に文部科学省のほうから労働安全衛生に関する学校教育現場の整備というのも出されていまして、非常に安全衛生体制がほかの民間と比べておけているというのはご存じですか。

○ 請願者（西尾）

知っております。私たちも働き方改革という部分で、総勤務時間縮減の取り組みを行っているところでございます。

○ 伊藤昌志委員

そのような学校現場においては、当然、この内容はしていかなきゃいけないことではあるんですけども、子供たちの安心・安全を確保するために、ほかにすべきことが非常にたくさんあるのではないかと思うんです。この整備、ハード対策ではなく、目の前では今も子供たちが学校で、きょうは体育祭をしているという学校が多いかと思うんですけども、たくさん山積みの状況の中、PTAの連絡協議会の皆さんとかがこれを目的のために出されるということにちょっと疑問を感じたので質問をさせていただきました。

以上です。

○ 中村久雄委員長

完全に意見やね。

ほかにご質疑よろしいでしょうか。いいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ほかに意見もないようですので、これで終了させていただきます。

請願者の方は一旦傍聴席のほうにお戻りください。

それでは、理事者のほうから何か補足説明はありますか。いいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、委員の皆さんから理事者へ質疑があればお願いいたします。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段質疑もないようですので、質疑はこれで終了とします。

それでは、請願第4号について、討論、意見の表明等がありますか。

○ 伊藤昌志委員

反対です。教育現場って、本当にお忙しい職場だと思うんです。その中で形式だけで毎年のように請願とか忙しく、忙しいときには陳情とかというようなレベルのもの、ただでさえ書類一つ書くことも学校の現場の先生というのはお忙しい現状があると思います。子供たちの教育のために、そういった形式的なものはどんどん排除して行って、本当に子供たちの教育のためになることをするべきだと感じています。ですから、内容にはすごく賛同していますが、この請願に関しては反対です。

○ 中村久雄委員長

反対表明がございました。

ほかにご意見はございますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ほかにはないようですので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

反対表明がございましたので、挙手による採決を行います。

請願第4号防災対策の充実を求める意見書の提出について、これを採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

賛成多数ですので、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。しばらくお待ちください。

それでは、意見書案を事務局のほうから朗読させます。

○ 渡邊議会事務局主事

朗読させていただきます。

防災対策の充実を求める意見書(案)。

南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)(2013)にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は地震発生翌日で約35から56万人に上り、1カ月後においても約10から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大震災(2011年)、西日本豪雨(2018年)等、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されます。

また、耐震・耐火性等の安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ15.5から61.1%(三重県28.4%)、自家発電設備等9.3から90.7%(同71.5%)、貯水槽、プールの浄水装置等16.4から98.7%(同69.2%)等、まだまだ都道府県によれば



らつきがあります。（「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（2017）」）  
既に公共施設の耐震化や計画的な整備、修繕が行われていますが、非構造部材への対応や  
学校、家庭、地域が連携して災害から子供を守るため、巨大地震等の災害を想定したさら  
なる防災対策の充実が必要です。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策が  
さらに充実されることを強く望むところです。

よって、国におかれましては、子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災  
害を想定した防災対策をさらに充実させることを強く要望いたします。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ご苦労さまです。

ただいま朗読された意見書について、内容にご異議ございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議もないようですので、意見書は原案のとおりとさせていただきます。

採択への賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきます。

それでは、署名簿を回させますので、ご署名をお願いいたします。

それでは、意見書提出発議について、提案理由説明を署名簿署名者から行っていただく  
こととなりますが、委員長の私が行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、私がさせていただきます。

[以上の経過により、委員長が発議者となって別紙意見書案を提出することに決める。]

○ 中村久雄委員長

それでは、請願の審査を以上で終了いたします。

ここで委員会は一時休憩に入ります。再開は午後 1 時ということですのでよろしくお願いいたします。休憩に入ります。

1 1 : 5 9 休憩

---

1 3 : 0 0 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、これより教育委員会所管部分の議案について審査を行います。

まず、教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。いつも大変お世話になっております。

本日は、平成30年度の一般会計と特別会計の決算認定でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。あわせまして、補正予算、これらにつきましてもご審議のほうをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 幼稚園費（関係部分）

## 第5項 社会教育費（関係部分）

### ○ 中村久雄委員長

それでは、決算常任委員会教育民生分科会として、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について（教育委員会所管部分）を議題といたします。

本日の進め方につきましては、先日の議案聴取会において追加資料の請求のあったものについて、その資料の説明を行っていただき、質疑に移ります。先般の議案聴取会において資料請求がなかった事項については、質疑より行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第19号のうち教育委員会に係る部分につきまして、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

### ○ 内村学校教育課長

学校教育課、内村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、タブレットですが、058月定例月議会、05教育民生常任委員会、005教育委員会（決算分科会追加資料）になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に関しましては、3ページからになります。

3ページ、荒木議員、石川議員、伊藤議員からご請求いただきました、学校業務サポート事業の効果についてということでご説明させていただきます。

まず、1番、学校業務アシスタントですが、学校業務アシスタントは、印刷やデータ入力といった必ずしも教員が担う必要のない業務を行うために、モデル校6校に1日4時間という時間で配置いたしました。

配置校に関しましては、記載のとおりでございます。小学校、中学校ともに、大規模校、中規模校、小規模校というふうに、学校規模に応じたモデル校設定をさせていただきました。

また、印刷、データ入力というふうに業務内容の記載がございますが、午前中お話にもなりましたが、ほぼ印刷が半分ぐらいの時間を費やされている実態がございます。それ以外に、データ入力、これにつきましては、体力テストですとか、みえスタディ・チェックといったような検査のデータの入力を行っております。

それ以外に、授業の準備、それから、4月当初におきましては、家庭への配布物の仕分

けですとか各種掲示物、それからラミネートをする書類が非常に多うございまして、ラミネートをやっていただくということで非常に助かったというようなお声をいただいております。

(2) で、業務アシスタントの導入校、未導入校における時間外勤務の比較をグラフで示させていただきました。

小学校におきましては、導入校と導入しなかった35校に分け、それぞれ平成29年、平成30年の時間外勤務の時数を示してございます。導入校におきましては、縮減率が13%、導入しなかった35校に関しては4.3%ということで、導入校において縮減率が高かったことが示されております。中学校においても同様のデータとなります。

アシスタントの配置による教職員の声に関しましては、6点挙げさせていただきました。特に前半、実際印刷等の業務をしてもらうことで、子供と向き合う時間がふえたというようなこと、それから、4点目になりますが、先生自身がやはりプリント等の業務を依頼するために、自分の仕事のやり方が計画的になったと、そういった声も伺っております。また、最後の項目になりますが、こういったことで自分の働き方自体を見直すきっかけになったという意見も多く寄せられております。

引き続きまして、4ページをお願いいたします。部活動協力員でございます。

部活動協力員に関しましては、中学校が対象となります。モデル校3校に1日2時間、月15回程度という形で配置いたしました。

業務としましては、主に①としまして、これは生徒の安全を見守るということで、見守り中心の業務となります。②は部活動指導ということで、技術指導も含めた、いわゆるクラブ指導という形となります。それぞれ3校、大規模校、中規模校、小規模校と配置させていただき、それぞれ配置した方の特性にも応じ、業務内容も変わっておりますが、記載のとおりとなります。

(2) ですが、時間外勤務の導入校と導入しなかった学校との比較になりますが、導入校3校につきましては、縮減率が20.3%、導入しなかった19校に関しては16.6%ということで、導入校において縮減率が高いデータとなっております。

引き続き、5ページをお願いいたします。

部活動協力員を配置したことによる教職員及び生徒の声ということで、教職員に関しましては、1点目、会議や委員会等、放課後のクラブ以外の活動に集中できる状況ができた、それから、2点目としましては、家庭訪問等、教員が校外に出て学校内に残る教員数が少

なくなるときに、こういった部活動協力員を有効に活用できたということです。3点目に関しましては、砲丸や高跳び等、危険が伴う内容で指導者の数がふえることで安心感がふえた、あるいは生徒の安全管理が高まったということが指摘されております。

生徒の声としましては、1点目、顧問が不在の場合、部活動が中止、お休みになることがあるんですが、部活動協力員の配置により練習が行えるという実態があったと。あるいは、2点目としましては、専門的技量を備えている方もおみえでしたので、新しい練習を教えてもらい、アドバイスしてもらえてよかったというような声もあります。また、3点目は、これ、文化部になります、演奏を聞いてもらって感想や意見を聞かせてもらったというのは非常に励みになったというような声もいただいております。

続きまして、3点目、令和元年度及び今後の取り組みということで、若干触れさせていただきます。

(1) 令和元年度の取り組みとしましては、学校業務アシスタントにつきましては、小中学校、全校59校に各校1名の配置を行うことができました。

また、2点目、部活動協力員に関しましては、継続的にモデル校3校を配置して現在も試行しているところでございます。

3点目、校務支援システムの導入ということで、令和2年の本格稼働に向け、今、導入を進めているところでございます。

4点目、中学校コピー機の更新ということで、高性能なコピーを入れることによって、業務の効率化が図られました。これに関しましては、中学校から非常に好評でございます。

5点目、小中学校に音声応答装置の設置ということで、これに関しましては電話のメッセージ機能を付加するといったものでございます。一定時間になったらメッセージ機能に切りかわるというような電話での対応を予定しております。これにつきましては、本年度途中になりますが、来年3学期からの運用を現在進めております。

最後ですが、働き方改革の取り組み方針を策定しております。

さらに、今後の取り組みとしましては、学校業務アシスタントの学校規模に応じた配置、やはり大規模校においては、さらにアシストしていただきたいという要望が強うございますので、学校規模等に応じた複数配置等も検討していきたいというふうに思います。また、部活動協力員、また一步進めた部活動指導員の配置についての研修、研究を進めていきます。

それから、小学校のコピー機、中学校で非常に好評でしたコピー機につきましては、小

学校にも拡大を考えております。校地における剪定除草業務の軽減ということで、今現在、学校ではやはりこういった業務も負担感がございますので、こういったものの軽減を図っていきたいと思います。

また、先ほど申しました改革取り組み方針に基づきまして、働き方改革の推進を進めていききたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。以上です。

## ○ 高橋指導課長

6 ページをごらんください。

伊藤委員のほうから、部活の廃部数、種目が減っているところをというご質問をいただきましたので、資料を用意させていただきました。

この表は、まず、丸のところは、令和元年時点で活動している部活でございます。空欄は、令和元年度時点で活動していない部活、それから、水色のところは、その年度に新入生を募集停止した部活動でございます。それから、薄い緑でございますけれども、その年度に廃部、部員がいなくなった部活でございます。それから、星印なんです、山手中の女子、それから三滝中の男子のところの硬式テニスのところでございます。これはソフトテニス部を廃止して、硬式テニス部に移行というようなところでございます。

引き続きまして、7 ページをごらんください。

伊藤委員のほうから、全体数の把握というようなところで、部活動の部員の全体数をここに載せさせていただきます。先ほどの6 ページの一部停止したものと、それから廃部になったもの、部活動員がいけないものというようなところも少し示させていただいております。

それから、8 ページをごらんください。

一番下のところに、今年度、中体連の三泗予選で合同チームを組んで出場したところを3 チーム書かせていただきました。サッカーで橘北、富洲原、ハンドボール女子で南中、西笹中、それからバスケットボール女子で西笹中、塩浜中というようなところでございます。

9 ページをごらんください。

石川委員より、どのくらい学校外での部活を行っているのかというようなところで、教育委員会としましては、校外活動というような、校外活動部というのを設定しております。

それは、在籍する学校に設定されていない種目や、より専門的な指導を受けられる地域のスポーツ、文化団体に活動することというふうにしております。

それで、下の表をごらんください。校外活動部のスポーツのところですか。このような数字になっております。それから、文化部のほうもこのように、種目としてはこのようなものがございます。

注、9ページの一番下のところをごらんください。

学校の部活動に所属しながら校外での活動をしている生徒は、この中には含まれておりません。例えば学校の陸上部に所属しておりますけれども、校外では硬式野球に所属しているとか、こういうものは含んでおりませんのでご了承ください。

続きまして、10ページでございます。

これは荒木委員、それから村山委員、それから川村委員からも、市としてどのような方向性を出すのかというようところで資料請求をいただいたものでございます。

まず、10ページの1番でございますけれども、本年度のいじめの認知件数でございます。これは、右側のところにいじめの定義というのがございます。いじめ防止対策推進法の第2条にあるものでございます。この定義に照らし合わせて、いじめを学校が認知したものを挙げていきます。平成30年度におきましては、小学校では366件、昨年度の3倍以上となっております。中学校では77件と減少傾向になっております。

教育委員会としましては、文部科学省の示す、初期段階のいじめ、これをいじめの兆候というふうに呼んでおりますけれども、それを含めて積極的に認知するということを指導しております。それは、いじめの解決に向けた取り組みのスタートラインに立つという、そういう考えのもとに各学校に周知をし、いじめの認知の具体例を示し、取り組みを進めているところです。

それから、2番のところでございます。2番のところは、三重県、全国、それから本市の1000人当たりの認知件数を示させていただきました。本市の認知件数ですけれども、平成30年、1000人当たり、小学校は22.7件と、中学校は9.7件というふうになってございます。県と全国は、まだ未公表でございます。いじめの兆候をやっぱり拾い切れていないというような可能性もあるため、いじめのサインを見逃さず、積極的に認知を行っていくよう、引き続き学校に指導をしていきたいというふうに考えております。

次、11ページでございます。

各学年別いじめの認知件数です。平成26年から平成30年度までの認知件数を出させてい

いただきました。

平成30年度、小学校は先ほども申しましたように、非常に認知件数が多くなりました。特に低学年においてその傾向が顕著でございます。それから、中学校においては、1年生の認知件数が34件で、平成29年度と比べて減少しているものの、やはり新しい環境の中で人間のトラブル、そういうものに発展しやすい時期でありますので、丁寧に見守っていくように学校のほうにも指導しております。

次、いじめ発見のきっかけでございます。これは、アンケート調査、小学校も中学校も多い割合になっています。特に小学校は半数を超えております。中学校になると本人からの訴えが非常にふえてくるというようなところで、ただ、小中学校とも自分の気持ちを伝えることが苦手な子や、うまく言葉で表現できない子もおりますので、このアンケートは各学期、最低1回はやるように、今、学校ではなっております。

続きまして、12ページでございます。

いじめの態様です。どのような状況でいじめられているかというようなところでございます。

主には、やはり冷やかしかからかい、悪口というようなところでは、これは小中学校とも多くなっております。また、③の軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりというようなところがございます。ただ、このようなことも、小さなことなんですけれども、行動がエスカレートすると大きないじめ、継続的なものになると大きないじめになりますので、ここのあたりは注視して、学校へ見守っていくようにということで指導しております。

また、SNS、⑧のところなんですけれども、やはりこういうものもかなり起こってきております。ふえてきておる傾向にはあります。ただ、これは主にか、全て学校外で行われていることですので、情報が本人あるいは友達、家族から入らない限りなかなか難しい部分がございますが、一般的に出てきたときにはもう俗に言う炎上状態とか、そういうことも多いので、その後の対応に苦慮するところもございます。

13ページでございます。学校におけるいじめ問題に対する日常の取り組みです。

このように見ていただきますと、小学校は昨年度は38校、中学校は22校でございますので、全ての学校できちっと日常的な取り組みをしているというところが6項目でございます。それは、13ページの下のところにかかせていただきました。この6項目においては、特にスクールカウンセラーとか相談員、養護教諭を積極的に活用して、教育相談体制の充実を図



るとい、そういうような部分も校長会等を通じて指導、助言をしているところでございますので、そのあたりが全ての学校で100%になっているというところで、今後も、この体制、整備には努めていかなければならないというふうに考えております。

次です。14ページです。いじめの解消状況についてです。

平成31年3月末現在での解消に向けての、まだ取り組み中というようなのが117件ありました。令和元年7月末ではその取り組みが6件と、小学校のほうはなっております。中学校は、21件ありましたものが3件というふうになっております。

この考え方なんですけれども、いじめは、そのいじめが終わってから3カ月程度は見守りをする、その見守りの中で事案が起こらなければ解消とするというふうになっております。ただ、本当に謝罪が済んでそれでいじめは解消したというようなものではなくて、きちっと見守りを3カ月程度してそれで解消というふうになっておりますので、このように、例えば平成31年の2月にいじめが起こったということであれば、早期に対応して2月中にいじめが終われば、いじめがなくなったと一旦解決したけれども、そこから3カ月見守りですので、5月までは見守りをして、6月の問題行動報告、月別問題報告で解消というのが出てくるというふうになっております。

このようなことでまだまだ、まだ未解消のものもありますので、これは教育委員会とも連携をしながら、学校と連携しながら、取り組みを進めているところです。

今後の取り組みについてですけれども、いじめの積極的な認知、先ほども申しましたように、いじめの兆候、そういうようなものをいち早くつかむような、そういう教員の目というものも、今後も指導していきたいというふうに考えております。それがいじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止につながるというように考えております。

それから、二つ目ですけれども、チーム学校としての取り組みの充実ということで、スクールカウンセラー、ここは、市のスクールカウンセラーは年間35週配置しているんですが、県のほうが32週でふえてきませんので、県のほうにも要望は出しておりますけれども、そのあたりは市として今後拡充もしていくことを考えております。

また、スクールソーシャルワーカーについては、現在、派遣型の、要望があれば教育委員会から派遣するという形をとっておりますけれども、これが幾つかの中学校の中で、中学校区で拠点とする学校を置いて巡回をしていく、あるいは、そこから要請が来ればその学校へ行くという、そういうような配置、拠点巡回型へと進めていきたいと考えています。現在、モデル校区で検証を進めているところです。

新たな取り組みの検討としまして、スクールロイヤーの導入の研究を進めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点は、大津市、先日、教育視察のほうに行ってきたんですけれども、そこで大津市のほうがAIを用いたいじめ対策の研究を進めているということで、データをより多く集めて精度を高めていきたいと、その中で、いじめの予測であったりとか、それへの対応というようなものに生かせないかというような研究をしております。

そこには、本市にも生かせるところがあるのではないかとというようなところで、今後、大津市とも情報も共有しながら、研究を進めていければというふうに考えています。

以上です。

## ○ 中村教育支援課長

教育支援課、中村でございます。よろしくお願いいたします。

15ページから21ページにかけて、本市における不登校の状況報告及び対応事例ということについて資料請求いただきましたので、ご報告させていただきます。

まず、15ページでございます。

1番の平成30年度の不登校発生率、学年別経年不登校児童生徒数ということでございます。

まず、不登校発生率でございますが、その表の記載のとおりでございます。なお、不登校児童生徒の定義でございますが、そこに書いてあるような形で、不登校児童生徒の定義をなされていますので、これに基づいて各学校で欠席等の把握をしていると、そういうことでございます。

小中学校不登校の発生率は、小中学校ともに増加傾向であるということ、あるいは本市においては三重県、全国の数字と比べて、やや高い発生率となっているということでございます。

下のほうの経年の表でございますが、4年間の経年を追った者、小学校1年生から中学校3年生にかけての不登校児童生徒数でございます。見ていただいたらわかるように、5年生、6年生の不登校児童数が増加していること、また、中学校1年生の不登校児童生徒数は少し落ちついてきているものの、中学校2年生、3年生の不登校生徒数が、中学校1年生に比べて高い状況にあるということでございます。

続きまして、16ページ、欠席日数別不登校児童生徒の割合でございます。

学校におきましては、年間の出席すべき日数が約200日ということになっておりますので、それに基づいて、平成27年から平成30年にかけて、それぞれ生徒が何日休んだかというものの割合を示したものでございます。

一番下の表でございますが、180日以上欠席した不登校児童生徒数の状況がどうかということでございます。小学校については、180日以上欠席した児童が対象10人に対して、出席ゼロが1人、出席1日から10日が4人、出席11日から20日が5人、中学校は対象が58人に対して、出席ゼロ、一日も登校しなかった者が10名、1日から10日が18人、11日から20日が30人というような形となっております。

続いて、17ページでございます。

17ページは3番、不登校の要因でございます。これは、文部科学省の調査に基づいて不登校の要因について各学校の報告に上がってきたものを、小学校、中学校別にまとめたものでございます。

小学校につきましては、見ていただいてもわかるように、家庭に係る状況が非常に多くなっております。一方、中学校に対しては、家庭に係る状況が少なくなっているものの、それ以外の学業の不振、あるいはいじめを除く友人問題をめぐる問題、その他の要因というあたりが中学校ではふえてきていることがわかります。

続きまして、4番、新規・継続別の状況、学校復帰児童生徒数でございます。

真ん中より下のほうの平成28年度、平成29年度、平成30年度の棒グラフがございます。その棒グラフ、これは継続のものと、新しく不登校になった、つまり新規のものを見てわかるようにしたグラフでございますが、このことを、一番下に学校復帰児童生徒数、つまり不登校であったが次年度に復帰した人数を一覧表にしたものでございます。

この表の見方でございますが、例えば平成29年度の上の棒グラフと平成30年度の棒グラフを見比べていただきまして、小学校1年生の平成29年度は不登校が5名であった。その横の平成30年度、その5名の子が小学校2年生、翌年どうなったかを見たときに、継続がその表でわかるように3となっております。つまり、5名不登校であった子が、継続が3ということは2名は復帰したという、その2が、下の表の平成29年度から平成30年度、小学校1年生、小学校2年生に対しての2という数字に当たります。

このような形で、平成29年度と平成30年度の表を見比べていただいて、平成29年度不登校であった子が平成30年度継続、つまり青になった数字を見比べていただいて、経年で見たものの表を下の表にまとめさせていただいたものということで、ちょっと表は見にくい

ですけれども、数字はそういう形でございますので、よろしくお願いいたします。

18ページでございます。

18ページは、適応指導教室——この10月から登校サポートセンターとして新しくまた発足しますが——の状況についてまとめさせていただいたものでございます。

平成28年度から平成30年度の小学校、中学校の入級した児童生徒及び学校復帰率、学校復帰率といいますのは、登校できなかった児童生徒が登校できる再登校、あるいは学校に定期的に通うことができる学校復帰、上級学校への進学による進学復帰、これから算出したものでございます。

真ん中の表は、昨年度の教室、わくわく教室、ふれあい教室、小学校、中学校でございますが、これに通級しました児童生徒数でございます。

一番下に、ふれあい教室、適応指導教室ですね。平成30年度復帰児童生徒の今年度、令和元年度の当初の状況でございます。昨年度、学校復帰した88名に対して、中学校卒業後進学・就職した者が33名、学校復帰継続したものが48名、うち継続入級を並行しているものが40名、学年の内訳が、中学校2年生が14名、中学校3年生が26名、再度不登校継続入級になった者が7名、完全復帰した者が8名というような形で、昨年度の状況から今年度どうなっているかということを追った数字でございます。

一番下は、ふれあい教室の入級につながらなかった児童生徒とその割合ということで、まとめさせていただいたものがございます。

19ページをごらんください。

6番に今後の取り組みということで、(1)、(2)、(3)ということでまとめさせていただきました。

(1)につきましては、各学校現場における取り組みでございます。(2)については、主に教育委員会、行政が学校に向けてどういう形で連携して行っていくかという取り組みでございます。(3)につきましては、登校サポートセンターにおける取り組みということでまとめさせていただいたものでございます。

特に(1)の学校におきましては、特に小学校においては、学業の不振、人間関係の課題などの不登校の要因が小学校の低学年段階から生じている傾向があるため、5年生、6年生はもちろん、低学年の段階で教育相談を実施し、学力補充、あるいは仲間づくり等を行い、学校不適應を起こさせない取り組みを進めていく。あるいは、現在、小中不登校連携シート、学びの一体化を初めとした小中間の滑らかな接続の取り組みを行う。あるいは、

早期にスクールソーシャルワーカーを活用し、不登校の要因である家庭に係る状況を分析し、学校と関係機関が連携した取り組みを進める。特に中学校においては、進路指導、就労支援を行い、卒業後の社会復帰の推進を行っていくというような形を学校現場が主に進めていくということになります。

(2)については、教育委員会が作成しました不登校を促すアプローチであったり、不登校対応QアンドAを参照して、新たな不登校を生じさせない不登校予防、あるいは初期対応の取り組みを学校で推進していくということを、校長会あるいは各種研修会等で周知し、各学校の先生方の支援のスキルの向上を図る。また、不登校担当者を中心とした不登校対策、あるいはよりよい支援のあり方の推進のために、本市の指導主事が学校を訪問し、検討・協議をともに行っていく。また、学校復帰した児童生徒を再度不登校にさせないため、あるいは不登校になっても登校を保障するために、学校内の居場所とその対応を行う不登校対応教員の設置について検討を進めていきたいというふうに考えております。

登校サポートセンターにおける取り組みにつきましては、今年度、適応指導教室が登校サポートセンターとして、施設の改築、指導員、セラピストの増員を行いましたので、よりきめ細やかな対応を行っていきたいというふうに考えております。また、不登校児童生徒を通級につなげるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談、教職員の教育相談などで紹介を中心に進めているところですが、さらに、サポートセンター職員による保護者会、説明会、あるいは学校への訪問支援、これアウトリーチと呼んでおりますけれども、こういうことを行いながら、登校サポートセンターにつながらず、登校もできない児童生徒への支援も行っていきたいというふうに考えております。

次、20ページでございます。

不登校対応の事例についてということで、主なものをここに集めさせていただきました。

1番が、学校における事例ということで、中学校2年生と小学校6年生の事例でございます。2番は、教育支援課の相談等を行ったと、それにおける事例ということで、高校1年生と中学校3年生の事例でございます。

21ページでございます。

3番、登校サポートセンターにおける事例ということで、高校1年生と中学校1年生の事例を挙げさせていただきました。

以上でございます。

## ○ 高橋指導課長

伊藤委員のほうから、スクールカウンセラーによるドクター、医療への紹介、あるいはそれが通院につながったものということで、資料請求をいただきました。

スクールカウンセラーは、相談者から医療機関との連携に関する相談を受けた際、適切な指導、助言や、それから医療機関の紹介を行う場合がございます。これは、毎月各学校より提出される月別相談状況により、この数字を拾わせていただきました。小学校では998人、これは延べではございません。実数です。児童及びその保護者というようところで、相談者の中で、うち医療機関に連携した件数は6件です。医療機関の紹介が2件、児童に関する情報共有を医療と行ったのが4件ということでございます。中学校は相談者328人、うち連携したものが7件、7件とも医療のほうに紹介をしております。

以上です。

続きまして、23ページをごらんください。

荒木委員より、置き勉、携行品の状況について、その内容といつごろからか、それからかかった経費等を資料請求いただきました。

1番には携行品、どのようなものを学校へ置いておくかと、置き勉をしているかということですが、家庭学習で使う頻度の少ない教科書を主に置いております。また、その日に、家庭学習に必要な教科書等も置いております。楽器や、それから習字道具、それから絵の具セット、裁縫セット等、また各種ファイルも学用品も置いている場合もございます。詳細については、その小学校、中学校の置き勉の例をごらんください。

それから、置き勉の見直し時期についてですが、以前からずっと行っているところもございます。これが平成30年度、これは11月議会ですか、ご質問をいただいて、その後というところですがけれども、このような形で各校見直しを行いました。また、令和元年度については、小中学校とも再度見直しを行っているところでございます。

それから、周知については、その一番下のところですが、児童生徒への周知はこのように文書・口頭、それから口頭のみというようなところですが、中学校においては、置いていい物リストって、これは全ての学校がそう呼んでいるわけではありませんけれども、そういうものがございますので、その中にリストを載せているというようなところがございます。

24ページは、児童生徒及び保護者に周知した学校の数です。平成30年の11月にはそのような、小学校20校、中学校17校、令和元年の8月には、小学校36校、中学校19校というふ

うになっております。保護者への周知ですけれども、下のグラフのようになっております。周知方法としましては、学校だより、学年だより、ホームページ等、これは重複している学校もございます。

置き勉強のための環境整備ということで、これは校長会等で好事例を示させていただいております。学校も何かロッカーとかそんなのをつけてやれば、それはできるんですが、そういうわけにはいきませんので、特に大規模校は、保管しておく場所というのをかなり工夫しております。写真にもございますように、そういうようなブックスタンド等も活用したりとか、ファイルボックスとか、そういうちょっとした工夫をして、あるいは片づけて、教材室のところにまとめて置いておくとか、そんなような工夫をしながら、子供たちの過剰負担にならないように、健康被害とかそういうものも生まれない、あるいは防犯等の観点も含めて、取り組みを今後も進めていくというところでございます。

以上です。

#### ○ 川尻社会教育・文化財課長

社会教育・文化財課、川尻でございます。よろしく願いいたします。

伊藤委員からご請求いただきました鳥出神社の鯨船行事に関しまして、私どもの課で作成しましたパンフレットなどの資料の、主に市内の配布先で一覧表をつくらせていただきました。

各地区市民センター、図書館、博物館等の公共施設ですとか、観光協会、市街地のホテル、資料館などに配布しております。平成28年のユネスコ登録以降、パンフレット、まち歩き用の小冊子、写真集などを作成いたしております。下に、それぞれの表紙の写真を載せさせていただいております。

以上でございます。

#### ○ 大森図書館長

図書館、大森でございます。

資料26ページをごらんください。

伊藤委員からご請求いただきました図書資料のニーズの把握についてでございます。

図書資料のニーズにつきましては、レファレンスや予約状況等により把握に努めております。以下、ニーズの把握方法として挙げさせていただいております。

1番、レファレンスにつきましては、日々のレファレンスにおいて丁寧な聞き取りを行うよう心がけております。2番、予約・購入リクエスト、1人5冊まで図書を予約することができますが、リクエストに対しましては、所蔵対応やほかの図書館等で借りられる場合は対応し、ない場合は1人1カ月1件のみ購入とするようにしております。また、③ボランティア団体との打ち合わせや④声のポストによりまして、図書に関するご意見を聞いております。⑤その他といたしまして、テレビや新聞等で紹介されたり、話題となっているテーマについて把握するよう心がけております。

図書資料につきましては、多様なニーズに対応できるように、幅広い蔵書に努めております。

説明は以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより質疑に移ります。

また、なお、今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取り組みを実施することになっております。分科会としては、次期予算編成に向けて、政策提言が必要と判断される事業等について議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たって論点を整理する必要があります。質疑の流れの中で議員間討議を実施していきたいと考えておりますので、議会として意見していく必要があると判断される事業等がありましたら、委員の皆様からも議員間討議のご提案をお願いいたします。

それでは、追加資料のあった事業のほうからいきましょうか。追加資料のあった部分について、ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

#### ○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございました。

まず、何点かありましたけれども、まず、学校業務サポート事業の効果について、これはほかの議員の方からも資料請求されていたものなんですけれども、今説明をいただきました。

学校業務アシスタントのほうも、それからクラブ活動の協力員のほうについても、今ご



説明いただいたように、両方とも時間外勤務時間が縮小されたということで一定の効果が、成果が出ているのかなと思いますし、よって、本年、アシスタント業務については、全校配置という流れになっているかと思います。

少しお聞きしたいのは、学校業務アシスタントのほうなんですけれども、1日4時間の勤務ということで、短時間勤務で人材の確保等にご苦労されているのではないかと思います。どのように人材確保というのは行っていらっしゃるのでしょうか。

#### ○ 内村学校教育課長

本事業で人員の確保、人員の質の確保というのは非常に大きな問題でございます。学校関係者、特に学校の職員もそうですし、それからPTA関係の方々、それから、実際ことしやっけていただいて、業務に当たっていただいている方の内訳を見ますと、かつて学校で例えば事務職員さんで勤務されていた方とか、教職員が退職した後にやっていたりという、そういった実態もございまして、現状としましては、今までに何らかの形で学校教育にかかわった方が非常に多い、そういった実態がございます。

また、ハローワーク等によって、学校教育に興味があつてということで応募された方もおみえでございます。

以上です。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

経験者もいるということで、今、退職された方云々という話もありましたので、比較的年齢層が高いといえますか、幅広いという状況でしょうか、そうしますと。

#### ○ 内村学校教育課長

比較的年齢層は高うございます。ただ、1日4時間という業務体系のこともあつてか、子育て世代の方も若干名おみえです。

以上です。

#### ○ 荒木美幸委員

かつて職員でいらつしゃった方などもいらつしゃるわけなんですけれども、ハローワーク、

あるいは子育て世代ということで、初めて学校業務に携わる方もいると思うんですね。学校ならではのやはり特徴がありますので、注意すべき点であったり、特に個人情報などコンプライアンスについては、しっかりと意識を持って取り扱わないといけないところだと思うんですが、そういった指導になるのか研修になるのか、そういったことはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

#### ○ 内村学校教育課長

まず、全員を集めての研修会というのを、4月当初に教育委員会で実施いたしました。また、そういったそれぞれ指導が必要な項目につきましては、学校に指示し、管理職のほうからも日々ご指導いただくような体制をとっております。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。今のところ、特にそういったトラブルはなくやっているという理解でよろしいですね。わかりました。

それから、アンケートということで、教職員の声であったり、それから生徒の声ということで挙がっています。読ませていただきましたけれども、全てグッド事例というか、よかったという事例かなというふうに理解しましたが、逆に、こういったアンケートに挙がってこないにしても、教育委員会としてこういったところは少し今後の課題かなとか、あるいはここにちょっと問題があるので、今後、少し改善をしなければいけないとか、そういったことがもし具体事例としてあれば、教えていただけませんかでしょうか。

#### ○ 内村学校教育課長

アシスタントに関しましては、やはり教職員が計画的にプリント等が準備ができないことから、アシスタントを活用に至らない教員というのもおります。ただ、それについては、やはり業務のやり方を改善することで、今後、アシスタントの要望がふえていくのかなというふうに思います。

それから、大規模校のお話を若干させていただきましたが、やはり大規模校においては、どんどんどんどんお願いごとを、アシスタントへの要望が多うございますので、全ての部分を賄い切れなないといった、そういった実態もございます。

## ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そうしたら、もう一点だけ、これは部活の協力員なんですが、グラフで縮減率とか表にさせていただいたんですが、4ページの真ん中の指標、それぞれの大規模校、中規模校、小規模校ということで、顧問数であったりとか内容であったりとか、それから1人当たりの勤務時間の縮減ということで挙げていただいております。

小規模校が、9人の顧問数で49分、平均縮減ということで、ちょっと表の見方がどうなのかなと思いますが、小規模校においてやはり効果が出やすいということなんでしょうか、これは。

## ○ 高橋指導課長

大規模校は基本、複数顧問ということになります。それから、小規模校になりますと一人顧問ということになりますので、やはり会議とか生徒指導上のことで緊急で対応というようになるところになると、大規模校の場合は複数で何とか賄える部分もございますけれども、小規模校の場合はそのあたりが非常に難しいということで、今年度、部活動協力員は小規模校のほうに入れさせていただいているという現状がございます。

## ○ 荒木美幸委員

わかりました。一旦、これで。

## ○ 伊藤昌志委員

学校業務サポート事業についてお伺いします。

今回、アンケートも出させていただきましたので、はっきりしたと思います。学校業務アシスタントと部活動協力員、学校教育の中で位置づけが大きく異なりますよね。学校業務アシスタントは、教職員の声がアンケートであるように、やはり学校の先生方の働く時間をうまく確保するということであると思いますし、部活動協力員は直接、生徒指導が入っています。学校教育の一環として行われる業務だと思うんですね。

ですので、今年度、既に学校業務アシスタントのほうは拡充されていて、作業面をふやしたというのはすごくいいと思うんですが、部活動協力員の考え方、どのように今後されていくんでしょうか。

### ○ 高橋指導課長

基本、今年度、小規模校を3校、先ほど入れさせていただいたということですが、一人顧問の学校にできたら部活動協力員は配置をしていくというような方向を考えております。また、これは、制度設計も含めて部活動指導員も、パッケージできちっと考えていけないといけないというふうには思っておりますので、そのあたり、先進市とか取り組みの進んでいるところに、昨年度にも行かせていただいているんですけども、そういうようなところも研究をさせていただきながら、制度設計をしていきたいというふうに考えております。

### ○ 伊藤昌志委員

そうすると、部活動協力員の業務、4ページの上のところがありますが、①、②と二つ、目の前の目的がありますよね。顧問の時間的なことのサポートと部活動の指導、これ、重きを置いているのはどちらなのでしょう。もしくは両方重きをしっかり置いていくということなのでしょう。

### ○ 高橋指導課長

基本は1番のほうです。

部活動指導というのも、専門性、専門的な指導ができる場合と、それと一般的なスポーツの指導といいますか、その競技、種目に特化した専門性はなくても、競技の例えば基礎的な体の作り方であるとか動かし方であるとか、そういうものに関する指導というものができたら、それはいいかなというふうには考えています。そういう事例もございます。

### ○ 伊藤昌志委員

そうすると、1番が基本ということでお伺いしましたので、教員の皆さんの働き方改革ということがメインだと思うんですね。

しかしながら、これ、私、一般質問でもさせていただいたように、部活動も学校教育の一環であると、当然、指導要領の中に入っておりますので、一概に先生の働き方の改革で、サポートだけ入っているのでは本来ではないのかなというふうに思いますので、ぜひ2番のほうをしっかりと考えていただいてやっていかないと、何でもどんどんサポートしていく

ようでは、本来誰が、じゃ、教育していくんだということになりかねないと思うので、ぜひ2番のほうもしっかり考えた上で、配置を考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 高橋指導課長

そのあたりですけれども、先ほども申しました部活動指導員というところと部活動協力員をパッケージでどう考えていくかというところをいただいたというふうに思いますので、そのあたり研究を進めまして、提案のほうがあればというふうに考えています。

○ 伊藤昌志委員

このことに関して申し上げますと、部活動の、これも私、一般質問でさせていただいたんですが、関連していますので申し上げます。

平成31年度、今年度版の部活動のガイドラインというのが既に出ていますけれども、教員の前に、当然、子供たちをどう教育していくかという上での部活動のガイドラインだと思うんですが、こちらの今年度版を見る限り、教員の皆さんの部活動指導におけるガイドラインにしか見えないんですね。このあたり、どのようにお考えですかね。

○ 高橋指導課長

部活動ガイドラインの「はじめに」のところでございますけれども、委員ご指摘のように、最初の段落のところ、一般質問でもご指摘をいただきましたが、一番最後の段落の部分では、本ガイドラインは、子供たちの心身のより健全な成長や、まずそこをメインに据えております。それと……。

○ 川村幸康委員

そのガイドラインも頂戴よ。僕ら持ってへんやんか、2人だけでのやりとりではわからんわ。

どこかにあるの。これ、出てるの。

○ 高橋指導課長

それはないです。

○ 川村幸康委員

ないやろう。委員会審査で全議員おるんやったら、共有して、あれやったら、その資料は頂戴よ。何を言うておるかわからへん。

○ 高橋指導課長

じゃ、すぐ用意をさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

そうしたら、一旦これで休憩しましょうか。ちょうどいい時間ですし。

そうしたら、休憩を挟みますので、その間に資料をお願いします。この時計で午後2時5分まで。

13:52 休憩

---

14:05 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、資料を提出していただきました。用意していただきました。

質疑を再開いたします。

答弁からお願いします。

○ 高橋指導課長

お手元のほうに、四日市市部活動ガイドライン、平成31年度版ということでお配りをさせていただきました。

本資料については、4月1日付で、適正規模と、これとセットで議員の皆様にもお渡しをさせていただいたものでございます。

まず、「はじめに」のところの中段あたりから、やはり部活動の意義であったりとか、思春期の中学生が心身ともに健やかに成長するためにはならないというような一節も書かせていただきました。顧問の指導のもと異学年集団で切磋琢磨するとか、それから

自主・自律の心や困難に打ち勝つ強い精神力と、そういうようなものが部活動では養えるというふうに考えております。

本ガイドラインは、子供の健全な育成と教員の働き方改革というような部分の見直しの指針とするというようなところで書かせていただいたところでございます。

以上です。

## ○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

ご答弁のつながりはばっちりだと思うんです。要は、教員が主で、生徒指導が次というように感じるんですね。追加資料のほうの4ページに、先ほど繰り返しになりますが、4ページの上にありますように、部活動協力員を配置することによって①と②、1番は教員の時間の改善、2番は部活動指導ということなので、1番が主ということですから、教員の働き方を改善しているというのが主だと思うんです。

こちらの、委員の皆様にもお配りいただきましたが、部活動ガイドラインの「はじめに」にありますように、今ご答弁いただいたことは、4段落目、このような課題がある一方でということ、子供たちのことが書いてあるんですね。最初の3段落までは教員の状況、1段落目の一番最後、授業等の教育指導に専念しづらい状況になってきている現状がある、2段落目の一番最後のところも、運営の適正化や教員の勤務時間管理の適正化の必要性が示されています、3段落目も、2行目下のところ、その要因の一つとして部活動指導における時間が挙げられていますということで、追加資料も、この「はじめに」という文章も、教員の今のお仕事の働き方の改善というふうに感じるんです。

しかしながら、このガイドラインというのは部活動のガイドラインということなので、子供たちの学校教育の一環として部活動をどのようにしていくかというガイドラインではないかと思っておりますので、追加資料のところの②が主であり、また、「はじめに」のガイドラインの文章も、中段からのところがまず最初に来るべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

今、日本で一番問題になっているのが、教員が非常に勤務時間外が多いと。そのことに

よって、授業にかける時間、それから教材研究する時間が非常に少なくなっている。これからの社会で、子供たちが生きて働く力をつけていくためには、授業を改善していかなくちゃならないということが一番大きな問題となっています。教員の本分は授業です。ですから、まずこの授業をよりよくしていくというのが一番の目的になります。

加えて言えば、部活動指導員、文部科学省もこれを手当てしています。その目標が三つございます。一つは教員の勤務時間の削減、これを減らすこと。二つ目、教員が非常に苦手な、あるいは専門でない競技をやっていると、その負担を減らすと。三つ目に、部活動の指導員を入れることによって子供たちの指導の充実をするという、こういう三つの1番、2番、3番と、そういうふうな流れで入れています。

ですから、私どもとしましては、まずは教員を、しっかりと授業ができるようにする、あわせて部活動についてもしっかりとできるような体制を組んでいくというふうな、そういうふうな観点で部活動ガイドラインを出しました。ですから、前段で、課題を、日本全体の課題、そして四日市の課題、そしてそれを解決していく、それは部活動のためにも、子供たちのためにとっても充実だという、そういうふうな観点で私たちはこれをやらせていただいたという、そういうふうな考え方です。

## ○ 伊藤昌志委員

教育長、ありがとうございます。

お考えが、とてもよくわかります。ですので、これ、CSよりESというふうにはもう広く長年言われていまして、お客様の満足度のためには従業員の満足度を上げなきゃいけない。もうこれ、当然なんです。しかし、そんなことを言い出したら、それぞれの事業全部に、働く人のことが最初に出てくるんですよ。

これは部活動のガイドラインですから、教員の皆様を守ってしっかりと働けるような環境をつくるのは教育長のお務めですけれども、部活動のガイドラインに、働き方を先に書いてどうするんですか。考え方が逆だと思うんですが。

## ○ 葛西教育長

確かに、課題をまず出して、それをどう解決していくかという、そういうふうなガイドラインです。

ですから、これ、ちょっと見ていただいたらわかると思うんですけれども、めくって



ただいて、1 ページに、学校教育活動としての部活動の役割ということで、1、部活動の意義、2、部活動の位置付け、そして部活動の現状と課題、(1) 生徒の現状と課題、教員の現状と課題と整理をしまして、そして、3 ページからは、部活動の適正な運営、部活動方針の策定、適切な部活動の実施に向けて、(1) 適切な部活動の設置、部活動計画の作成、そして顧問の役割というふうにして、部活動が非常に計画的に充実していくにはどうしていったらいいかということ、今まで不十分だった点をきちっと整理して、そうやって部活動がよりよくなるために、こういうふうなものを策定しております。ですから、確かに課題としては前段、始まりましたけれども、要は部活動を充実させていくという、そういうふうなガイドラインというふうにして考えていただいてもいいかと思えます。

## ○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

生徒のことを思ってということだと思えます。そうすると、ガイドライン、これ最初のところに、部活動の位置づけが、学習指導要領が抜粋して書いてございます。ここに、先ほども私が申し上げたとおり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すると。部活動もその教育の一環であると、はっきりとここにも記載、抜粋して書いていただいています。

もう一ページめくると、じゃ、実態、これ今、おっしゃったように、考えていないなと思えますよ。一番、たくさんあるので、もう一つに絞らせていただきます。2 ページの部活動の現状と課題で、角丸の生徒の実態という二つ、①朝練習等の実施により生徒の睡眠不足による授業への影響が懸念される、これ、実態なんですけれども、朝練習をすることで睡眠不足になる。例えばよく言われていますのは、夜遅くまで起きている、ゲームをたくさんする、スマホをいっぱい見ている、これは一般の市民の皆さんがぱっと聞いただけでも現状わかると思えますが、部活動に関して朝練習の実施により生徒の睡眠不足になったら、これ、スポーツの振興はできないですよ。これで教育はできないですよという実態として捉えていらっしゃる。

もう一つ、運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。衛生管理をきちっとしていなければ、そういうことが起きるんですよ。長時間の練習をすることは、当然、努力は必要ですから、スポーツの能力を伸ばす、それで教育をしていくというのであれば、長時間の練習をするのも一つでありますから、生徒の実態、こ

の二つをとっても、今の本当に子供たち、スポーツを通じて、部活動を通じて教育するというガイドラインにはなっていないと思うんです。中身たくさんあります、他にも。ですから、私は一般質問でも、「はじめに」というところだけに抑えさせていただきました。

できるだけ短く済ませたいので、もう一つ。他市の事例、一つ、1枚だけコピーをさせていただいたので、説明する前に委員の皆様にお配りしてよろしいでしょうか。

#### ○ 中村久雄委員長

参考のためにね。お願いします。

#### ○ 伊藤昌志委員

特別、部活動のガイドラインを、すばらしいことをしているというわけではなく、私の普通に知る限り、もしくはインターネットの情報などから調べた結果です。静岡市立の中学校部活動ガイドラインがわかりやすいなと思いましたので、参考でご説明させていただきます。

我が市と同じように、ガイドラインの1枚目をめくりますと、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨と、まさに「はじめに」と同じようなところがあるんですが、ここは1段落目に、部活動で取り組んだスポーツ、文化、科学活動がその後の自分の生活を豊かにしますというようなことが最初にあります。2番目も、このように部活動は——中略——人間形成のための魅力ある教育活動ですと。主がこちらで、3段落目に、「一方、」ということで、運動部・文化部を問わず——中略——指導面の改善も必要である等の課題がありますと。このように、あくまで部活動は、まず子供たちの教育の一環として、子供たちのことを考えた文章が最初に出てきているんです。

今、教育長もおっしゃられた、教員の働き方に関することも書いてございますから、内容は同じなんですけど、主と副が逆転しているんですね。

ですから、やはり私たちの四日市の子供たちにも、部活動も子供たちのためのものになるようにしていただきたいので、例えば「はじめに」、ここ、ガイドラインはぜひちょっと改善の必要性を感じますし、今の決算予算の審査の部分では、②が主である中で、①も付随すると。CSの前にESというのは、文章には出さずに内輪で考えることでありますので、外に出す文章に関しては、まずCSがありきだと思いますので、そんなふうと思うので、いかがでしょうか。

○ 中村久雄委員長

教育委員会、コメントありますか。

○ 廣瀬教育監

一番最後のご意見、ご質問のところからで申しわけないんですが、4ページの①、②のところですが、我々、部活動協力員については①が主であると。教員が放課後、会議、打ち合わせや生徒指導をしているときに、子供の安全見守りをして、子供たちの部活動をする時間を保障していく、こういった考えで設置をしました。②については、付随する活動として部活指導を、専門性を持ってみえればやっていただく。

②については、今後、部活動指導員という制度設計について考えていくということですので、協力員としては①が主であるということをご理解いただきたい。②の部活指導の専門性を持った者については、指導員をどう入れるか、これは土日も引率可能というような人材ですので、この制度設計について、今、指導課のほうで研究しているということをご理解いただけるとありがたいと思います。

○ 伊藤昌志委員

社会体育の分野で指導されている方々の現状はもうよくご存じだと思うんですが、土日、平日問わず仕事の合間を縫って、子供たちのためにスポーツ指導をして、土曜日、日曜日休みの時間に連れていくだけでなく、ボランティアで身銭を切って指導されていることはご存じですよ。ですので、ぜひそのあたりを考えていただいて、②も推していただきたいと思いますし、ここの位置づけで学校業務サポート事業の中にここが出てきているということですから、おっしゃることはわかるんですけども、②がないがしろにされているというのはガイドラインでわかるのかなと思いますので、ぜひ、ガイドラインが変わることによって、こちらの今後の予算、もしくは今後の計画の仕方が変わってくるかと思いますが、ぜひガイドラインの改善を求めます。

○ 中村久雄委員長

という意見がありましたけれども、ガイドラインも、伊藤委員の意見でしたが、本当に内容は一緒なんやけど、その姿勢というか、それが卵が先か鶏が先かじゃないけど、そん

なことやと。でも、これは大事なところなので、ほかの人の意見も一遍、これも聞いてみたいなど。ほかの委員の意見もね。議員間討議みたいな形で。

(発言する者あり)

#### ○ 中村久雄委員長

だから、意見は、教育委員会も拡充したいと思うておるし。もっと拡充という形の表明になるとは思いますけど、ちょっとほかの人の意見も聞いてみたいなど。

#### ○ 伊藤昌志委員

拡充というつमोरの質問ではないんですね。予算は例えばこのままであっても、使い方は討議できる、質疑できると思いますので、その予算、どれだけ少ないものであっても主が、目的が違っては子供たちのためにならないと思いますから、そこを強く問うています。教員の働くために、働き方のためにやっているだけのものでは、予算の配分が違うのではないかなと思っているんです。

#### ○ 高橋指導課長

基本、部活動については、部活動の充実をしていくために教員もどういふふうに働いていけばいいか、その充実のために、先ほども申しましたように、先に部活動協力員というような形のものをはしましたが、部活動指導員をどういふふうに入れていって部活動を充実させていくか、専門性をより高めたような指導ができるかというところは、今後セットで考えていきますので、そこら辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどガイドラインの二つ目のところで、スポーツ障害の話が出ましたけれども、一つ目、生徒のところ朝練のことと、スポーツ障害が懸念されるというようなところで、ここはどうかと、きちっと管理をしていけばできるのではないかというようなご意見でしたが、これはスポーツ庁から出されております、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動の時間について、平成29年の12月28日に出されております。ここの、休養日は少なくとも1週間に1日から2日設けること、さらに、週当たりの活動における上限を16時間未満とすることが望ましいというふうに書かれております。ここから、平日は1日休み、それから休日もどちらか1日は休みというようなところの設定

をさせていただいて、子供たちの健やかな成長を願っているところであります。このガイドラインは、そういう意味でつくらせていただいた部分もございます。

以上です。

#### ○ 伊藤昌志委員

1 個ずつ。

一つ、先ほどの後のほうなんですけれども、そうすると、生徒の実態を、国のそこを出てきたからこういうことを書いていらっしゃるということですね。現場の先生方で、その競技で伸ばして教育の一環としているんだと一生懸命されている先生方が今聞いていたら、間違いなく私はこれ、違うと思っているんですが、国でそういうふうに出てきたからということでもよろしいですか。書いてある実態、四日市市の校長先生、OBの方とかさまざまな経験者の皆さんが集まってガイドラインを策定したと思うんですが、四日市の子供たちの生徒の実態ではなく、平成29年のことで国から書いてあったから記載してあるということでもよろしいですね。

#### ○ 高橋指導課長

これは、国のほうからもガイドラインが出ております。三重県教育委員会からも出ております。それをもとに、四日市市教育委員会ではこのガイドラインを、部活動検討委員会等、ご意見をいただきながら策定したものでございます。

#### ○ 伊藤昌志委員

それが先ほど出しました、例えば静岡市立とか、実際の実態を、ガイドラインを策定するに当たり、委員会の皆さんが静岡市の子供たちのことを考えて、実態を書いて、そしてガイドラインを策定していらっしゃいます。

一般質問でさせていただきましたけれども、ホームページで一般の市民の方が見てもすぐわかるように、その市で自分たちの市の子供たちがスポーツする上で、部活動をする上で、どのようにして子供たちを育てていくかというのが、ホームページを見てもわかるようになっていっているんですよ。ですから、余りにも差があるなと感じます。ぜひガイドラインは、四日市市の子供たちのことを考えて、その実態を記載していくようお願いできないでしょうか。

## ○ 中村久雄委員長

伊藤委員のことで、今の議会は平成30年度の決算なので、これは平成31年度版のガイドラインなので、こういう意見があったということ。

## ○ 川村幸康委員

ええところはまねしたらええと思う。足らんとこは、そういう考え方もあるなという。だけど、全部が全部、見解の相違もあるでさ。だから、例えば「はじめに」とガイドライン策定の趣旨も、背景を書いておるんやで、どれが1番やで、1番や2番やというのはその読み取り方やろうで、それを私は余りこだわらんやけど、伊藤さんが言うように何かでわかりやすく、改善できるところは改善していったらええと思っておるやけど。

私は、それよりもどっちかという、この流れは、あれもこれもでいくと、短期的に、今、困っておる処置でもあるのか、本来もっと長い、長期に見たときに本当はどうしていったほうがええのかと、両方と、物の見方、考え方というのはあると思っておるで、そうすると、ここにも、四日市のガイドラインの「はじめに」の背景策定の中にも、これが、日本型教育のシステムって私は今、ここで初めて知ったで、勉強不足で。

そうすると、あれもこれもしてきた日本の教育のよさを守りつつもやっていこうとするけど、限界が来たからクラブ活動も守っていくためには、本論の柱の教科指導は一丁目一番地なんやでしてもらわな困ると、2番目が部活動やという、部活動を一生懸命やっておる人らは何やという話になるけれども、私からすると、ここは考え方やけど、選択もあると思っておるんやわ。だから、もっとやりたいというやつはもっと専門的にやりゃいいだろうし、これからの流れは。それから、もっと言うと、義務教育の間は、私も正直言って伊藤さんと一緒に、しごかれてトップアスリートを目指してやってきた人間からすると、そんなに休みあったら鍛えられへんとは思っておるけれども、国から出されてくる中においては、やっぱりそっちのほうがより多くの子を救えるということを出してきたんかなと思っておるのや。

そうすると、考えやなあかんのは、義務教育の間は強化までいくのか、普及、育成ぐらにとどめておくのかという話の世界、それ以上の強化を求めたいのであれば、強化をするようなことを教育委員会がつくるのか、ほかのスポーツ機関なり四日市市体育協会で作るのかということをもうちよっと体系づけてつくっていかんとあかんような時代になっ

てきたよということが、部活動のガイドラインにも要るし、中学校見ておると、野球をやっているのに、パソコン部に入ってクラブチームのほうに行っておるとというのが実態やんか。そんなことはせんでもええのになと俺は思うておるけど、そういうシステムになっておるで、そういうことにもなっておるわけやろう。だから、そういう意味からいくと、普及と育成、それから強化というのを、教育委員会にあれもこれもするのか、そうじゃなくて、違う仕組みづくりを、もうちょっと長い目で見たとときにつくらなあかんよと。

俺が逆にこれで心配するのは、部活動協力員というのが出てきたことによって、こっちに頼ってしまわないかという思いもある。だから、もっとそれは一遍、短期的な処置であって、これがよけりゃこの芽を伸ばしてもええよ。これ、ええなって合うんなら。だから、それも伊藤さんが言うように、羽津にはこれが合うたなとかな。塩浜にはこの部活動協力員で合うていたなとって、強くなってきたら、それはそれで、その面も伸ばせばええけれども、よう見たらやっぱり、これではばんそうこうみたいやなと、もっと違うようなやり方も、もう一方では考えようよと。

多分、浜松とか静岡のほうはこれがもうちょっと盛んなんやわ。十五、六年に、私が市会議員になったぐらいのころから、結構、こういうことを静岡のほうのチームはやっぱりサッカーがあったで、あの考え方を取り入れてやってきておったで、進んでおるなとは思っておる、確かに。ただ、それがほんなら、四日市でやれと言って、人材おるんかと言ったら人材おらへんでさ。

そこもあるで、ただ、考え方的にはそういうのをきちっと打ち出して、それに順序立てて、教育委員会だけでできへんで、やるというような仕組みをどこかに政策的に乗せやなあかんで、できたら、伊藤さん、これは政策推進部に言うべきやな。どっちかというと、問題的には。教育委員会でやれるのは普及、育成までもいかんと思うわ。普及だけやわ。スポーツしましよと、何かのスポーツに親しみましよという程度の話であって、その後の強化なんかしていこうと思うのはもう、別の政策でやらんと、これはあかんのかなと思っておる。それはもう、学校区だかは関係なしやから、逆に言うとな。

そういう物の考え方を、まだ全然、あるやろうけど出してきていないで、どこかで政策推進部に教育委員会から言うて、出させるとええん違うかなと。そうすると、またこの予算をどうしていったほうがええかというのも見えてくるでさ。伸ばしどころをな。そう思うわ。俺のこれが考え方。

## ○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

スポーツ庁から出ているガイドライン、これ、あるんですけども、これの要は今後の部活動ということで、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備というふうな、そういうスポーツ環境を整備していきなさいという、そういう方向性が示されています。

その一つは、要は中学校の運動部活動については、より多くの生徒の運動機会が創出できるように、季節ごとに異なるスポーツを行うだとか、あるいは競技志向ではなくレクリエーション志向で行う活動だとか、そういうふうな部活動もつくっていったらどうだというふうな、そういうふうなことが一つ言われています。

それから、地方公共団体、これは私たち市ですけども、これはやはり、合同部活動等、そういうこともやっぱりしていきなさいと。今、やっていますけれどもね。

それから、地域との連携ということで、やはりもう県、それから市、それから学校も含めて、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ環境整備と、こういうふうなものを進めていきなさいと。そしてまた、日本スポーツ協会、あるいは地域のスポーツ協会、競技団体、スポーツ団体は、都道府県、もしくは学校の設置者と連携して、学校と地域が協働、融合した形でスポーツ環境を充実させていきなさいという、そういうふうな方向性というのを出示しております。一方、文部科学省の働き方改革について、これは、部活動については必ずしも教員がしなければならない業務ではないというふうに、そういうふうな書かれ方がしております。

ですけども、これはやっぱり、スポーツ環境が非常に充実した地域、指導者がたくさんみえるところと、なかなかそれも苦勞している地域、いろいろございます。ですから、それはやはり、現実に合った選択をしていかなきゃならないなというようなことを思っています。ただ、長期的には、より多くの方々にかかわってもらって子供たちを育てていくと。ただ、学校の役割としては、競技力の向上、これはやはり部活動の狙いには書かれておりません。やはり子供たちのいわゆる人格形成の、それを図っていくということが中心になっておりますので、競技力向上については、またこれは別途違う方法でやっていくものだろうなというようにして思っています。

## ○ 川村幸康委員

だから、私は、学校の勉強でも、教科を教える中で壁にぶつかってきたときに、それを



乗り越えていくためにどうするかという葛藤で、子供が成長するわけやろう。だから、人生にぶつかる壁に対して、矛盾に対してどう乗り越えていくかというのを、字を書く勉強であったり、運動することで乗り越えていくというところがやっぱり要るなと思うと、一番、これからの芽でふやしてほしいのは、運動する子と運動せん子がはっきり分かれるのが、小学校の四、五年生ぐらいで分かれるって言われておる中でいくとな。

だから、やっぱり私らのころやと——これ、みんなもう何十年前で、思い出しておってもあかんのやけど——中学校を来ると、やっていない子もクラブに入ったりなんかしておったんが、今はなかなかそうはならんやろう。例えば私がやっておった柔道の種目でも、中学校から受け身を覚えてやるわという子は結構おったんやけど、もう今、そんなのおらへんやん。小学校のころにやっておたらもうそれしかやらんというのが、もうちょっとそれが広がるような。別に柔道だけにこだわらへんの。柔道をやってもええし、サッカーをやっても、何でもやって、スポーツに親しめるような形のもをもう少しつくっていくと、それが義務教育の中学校の仕事かなと思うておるで。

それは、県大会で優勝するという目標もとうといことやに。だけど、それ以外に、中学校で運動する機会、チャンスがあって、選択の自由があって、どれか選べて、ちょっと3年間ぐらいは身体動かすこともやろうかというような仕組みになっておらんでさ、今は。変な話、部活何とか指導員というのは専門性やわ、多分な。そこに行くと、そのクラブは強くて、顧問の先生も一生懸命でやっていてやるという世界の話やろうけど、そうではなくて、強くなくて弱くても部活指導員で何か教えようというような人を教えるみたいな。これ、今までのここの資料で言うと、部活があるないのところに指導員を入れておるんやけど、印のないところの指導員が、俺は本当は、芽を伸ばすためにはええなと思っておるで、そういうのを募ってほしいなと。私のこれも考え方な。いやいや、そんなの、川村さん、理想やにと言うかわからんけど。俺はそっちのほうが必要やと思っておる。どっちかというのと、伸ばし方は。

#### ○ 中村久雄委員長

意見でよろしいですか。

#### ○ 伊藤昌志委員

伸ばし方は全く同意ですが、もう一度質問しますが、部活動協力員の②は、じゃ、つい

ているということで、①が主ということですか。

## ○ 廣瀬教育監

先ほどの私の説明が不十分だったことから誤解を得ていると思いますので、済みませんでした。

まず、この資料にございますとおり、学校業務サポート事業というパッケージの事業です。その一つが学校業務アシスタントで、教員以外の者でもできる業務を何とかアシスタントを入れてしよう、これが一つです。それから、部活動の時間を、負担を劇的に削減するというような国からのタスクフォースも出ていますので、そのために部活動協力員という形で見守りの者を入れてみようということで置きました。それから、三つ目は、校務支援システムで事務作業を効率的に図るって、この3本柱でやりましたので、この決算につきましてはそういうご理解で、業務アシスタントと部活協力員、それから校務支援システムの導入ということで予算をいただきましたので、そういった観点でお願いしたいと。

部活指導員については改めて、今後、部活動検討会議という会議も持っておりまして、これから広く、四日市市体育協会の方々も交えて今後の部活動の充実については検討してまいりますので、そのときにあわせて制度設計、先ほど伊藤委員おっしゃっていただきましたけれども、たくさんのボランティアの人がもういっぱい活動している中、都合よくこの夕方の時間だけ来てもらえる人って本当におるんかいという、そういう人材の確保等も含めて広くご相談してまいりますので、部活動指導員については別建てで今後考えて、制度設計を図る研究は今もしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

## ○ 伊藤昌志委員

今のご答弁と教育長のご答弁に対して申し上げますけれども、四日市市体育協会さんだけではないですので、いろんな関係者から情報を得ていただけたらと思います。夕方の時間だけしていただける熱い思いの方はたくさんいらっしゃいます。

教育長のご答弁、スポーツ振興法、平成23年にできたのはご存じですよね。スポーツ振興法が、もう法律でできました。国民の心身の発達のためにスポーツが存在するというのが、8年前にできて、その中にまた教育の分野があるわけですよね。ですから、今おっしゃっていただいたことも合っていると思うんですが、まさにそれがばんそうこう的な感じに聞こえます。

本当に子供たちのためを考えてやっているなということであれば、川村委員にご指導いただいたように、このままでいいと思うんです。ただ、この文面を見てもそうじゃないなというふうに感じたので、質問させていただきました。今の教育長のご答弁あったので申し上げます。

ただ、プライバシーは守って言いますけれども、専門の、時間に関係なく一生懸命教えたい先生が、例えば希望を出しているその部活がある学校に行けない現状があるかと思えます、一つ。声の大きい部活動、クラブ、地元の少年団の声を聞いて、本来、ルールに基づいていない部活動指導からの体育を学校でやっている現状がありますよね。そのときそのときに合わせて学校現場で、本当に子供たちのことを考えた部活動のあり方であれば、この質問はしていないんです。

ですから、今のお話からいけば、ここの②は一旦取っていただいてはどうですか。地域の方々、これ、協力員が出てくる、もっと充実するんだなど。部活動を教えてもらえない子供たちを専門の人に見てもらえるのかなとか思っていることが、もうこの話が出た3年前から、思っている方々たくさんいらっしゃいますよ。しかし、現状が違うわけです。②を撤回していただきたい。

#### ○ 中村久雄委員長

伊藤委員からこういう意見ありましたけれども、教育委員会のほうから何か答弁ありますか。いいですか。

#### ○ 葛西教育長

②を撤回と言われますけれども、部活動を私どもは、部活動協力員と、それから部活動指導員、両面パッケージでこれから進めていきたいというふうな考え方でおります。

私、最初申し上げましたように、もともと部活動指導員という制度が出てきたのが、①として教職員の勤務時間の軽減が、これが一つ。それから、スポーツがやっぱり専門的でない方を、そういう心理的負担、これをより少なくするために部活動指導員、専門の方を入れると。それから、三つ目に、子供の部活動の充実と、この三つが3点セットであるわけです。

ですから、②の部活動指導、こういうことで部活動を充実させていくというのは、当面、これはきちっと入れておきたいと思っています。

○ 伊藤昌志委員

最後にさせていただきます。

虫の目でしか見ていないんじゃないですか。鳥の目で全体を見たらもっと考え方が変わるかと思います。この予算をこれから予算立てしていくに当たり、ガイドラインの改善をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 高橋指導課長

その前のご意見と、ガイドラインの改訂ということでご答弁させていただきます。

まず、昨年度、平成30年度は、部活動協力員というもののモデル校を配置したわけです。そこには、①と②、つまり、朝明中学校は顧問的活動の中で見守りを行うという、②という部分が入っているわけです。それから、楠中学校の場合は、顧問的な活動をする、でも見守りも必要に応じてはする。そして、最後は、部活動の見守り全体をするという調査の結果をここに出させていただいております。

ですから、②を取るとか取らないとかいうことではなくて、次回の、今後のモデル校の検証をして、部活動の専門性、部活動の充実を図ることと、この部活動の見守りによって生徒指導上の対応がすぐにできるとか、会議を時間内に持つことができるとか、そういうようなことを考えていくものですので、これを部活動協力員としては今後、部活動指導員のほうに、2番のほうは移していくことになると思います。

それから、ガイドラインのことについては、そのことについては、今後、部活動の検討委員会のほうで検討してまいります。ご意見もいただきましたので、そのあたりで、いろんな方のご意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 中村久雄委員長

答弁いただきました。

今は平成30年度の決算の審議会でございます。ここの資料、追加資料の4ページにあることは平成30年度のこういう結果だったと今、答弁にあったとおりで。伊藤委員、川村委員から、部活動ガイドライン、もしくは広くスポーツの考え方、子供の心身の鍛え方という面もお話しいただきました。そういうのもきっちり整理して、またこのガイドラインに

については検討していくと、ご意見を聞いて検討していくというお話もいただきました。これは平成31年度版で、これはもう今年度のやつですからね。十分検討していただきたいと思います。

ですから、この項目については、この程度で意見は出尽くしたかなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

ほかのこと、今のこと。

(発言する者あり)

#### ○ 中村久雄委員長

ですから、この項目というのは、部活動、学校業務サポート事業の効果についてという中での文言がどうだとか、部活動の考え方がどうかという部分だけです。

ですから、学校業務サポート部分で、ほかの視点での質問はどうぞ、結構です。いいですか。

#### ○ 石川善己委員

話の続きでいいですか。簡単に教えてください。

今後の取り組みのところ、5ページ。これ、ちょっと自分の認識の中になかったんですけども、校地における剪定除草業務の軽減というところって、これって教員、かかわって、地域と一緒にやっているのを改善していくという理解でいいんですか。ちょっと意味がわからなかったなので、自分の認識の中にそういうことがなかったもので教えてください。

#### ○ 内村学校教育課長

委員ご指摘の地域との連携、今、四日市の学校ではコミュニティスクールも進めておるところです。やはりこれらの中で、そういった学校の環境整備について連携して進めていくというのも一つの手法でございます。

それ以外に実態としましては、教員が現在かかわっている、そういった状況もございませぬので、それらに関して支援するすべというのを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

## ○ 石川善己委員

ということは、例えば地域のボランティア団体とかに有償で委託をしていくとか、そういう考え方という理解でいいわけですね、この意味合いというのは。それを検討していくという。意味を聞いているだけなので。

## ○ 広瀬教育施設課長

除草につきましては、今、やはり地元で協力していただいているところもございますし、私ども、のり面とかの危険なところについては今、委託業務を出して除草しています。平場については、やはり地元の協力もいただいていますし、こういった支援員の方が後々協力していただけるということも視野に入れて、今後検討しておる最中でございますもんで、ご理解いただきたいと思います。

## ○ 石川善己委員

意味がわからなかったので確認をただけなので。済みません。

それと、もう一点いいですか。先ほど来から、部活動の協力員、指導員のところのいろんな話も出てきていました。その後、私、資料請求をさせていただいた、校外の部活動、校外活動のところで、ざっと見て、きちんと数えていないんですけど、約30近い校外のクラブ活動で、370人近くが校外にクラブ活動に行っているというところの実態が見えてきたのかなというふうに思っています。

一部の学校を除いて、市内の中学校で、個人種目は別にして団体競技で本当にやりたい競技というのができない子供たちもたくさん出てきていて、こういう形になっているのかなというふうに思うんですよ。部活動の、要は指導員のこともそうですし、学校内だけで集団スポーツのクラブが成り立つ学校というのはごく一部に限られてきたと思っています。そういった中では、校外とか地域の人主導でのクラブ活動というのはこれ今後、主になっていくんじゃないかなというふうに、これはもう私の意見ですけど、そうじゃないとクラブ活動が成り立っていかんのかなというふうには思っています。

先ほど来からいろんな議論があって、私の意見は、もう長くなっているので細かいことは言いませんけど、子供たちがやりたい種目をきちんと、なるべくできる環境を整えてやっていただきたい。それが校内であるのか校外であるのかは別にして、本当にやりたい種

目がなかなか、通える範囲内の学校で選択肢もないという子たちがたくさん出てきていますし、やっぱり専門的な知識やノウハウを持っていない指導者のもとでより高いレベルでやりたい子たちが行き場がないというところがあるので、そういったところも踏まえて、ここ何年かなるべく早いうちに、そういった子供たちのためのクラブ活動でどういう環境を整えていくのがいいか、可能な限りやりたい種目ができてやりたいレベルの活動ができるというところを整えていくために、どういう計画を立てていったらいいかというところをしっかりと教育委員会さんにはお願いして、というところがあれば認定はしていきたいなというふうに思っていますので、ぜひその辺配慮いただいて、しっかりと早急に計画をつくっていただきたいなということで、意見だけ申し上げておきます。

○ 中村久雄委員長

意見いただきましたけど、何かコメントはございますか。

○ 葛西教育長

私も、先ほどから申し上げていますように、もう学校だけで子供たちのニーズ、これを満たしていくということは、そういうスポーツ環境をつくっていくことは、もうやっぱりできない、そういう状況になってきています。ですから、やっぱり今後は、スポーツ・国体推進部、これが、要は生涯スポーツ、それをどう進めていくかということを中心に考えていただくところでもございますし、そこともよく話をして、そしていろんな方のお話もお聞きして、しっかりとこのことについては、ともに教育委員会も考えていかなきゃならないと思っていますので。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑。

○ 荒木美幸委員

確認なんですけど、今、ずっといろんな議論があって、文言の撤回とか云々という話もなかったんですが、今は平成30年度の決算ということですので、追加資料に基づいて今議論をしていますので、これはこの取り組みはこれとして認定をしていくべきだと私は思ってい

ますので、子供が主であるということはもうこれは、一々言葉にしなくても、教育委員会も私たちも底辺にある、当たり前的前提だと思っているんですね。その上で、協力員という手法を平成30年度からやっていただいたと。明らかに成果が出ているという時点でもありますので。ただ、これはモデル校の取り組みなので、今後どうしていくかということはこれからの議論になろうかと思いますが、この時点では、まず①が主で②がというのは、それはそれでいいのではないかと個人的に私はそういう意見を持っています。ただ、川村さんがおっしゃったように、成果が出ているからこそ、今後、これに寄りかかり過ぎないシステムの構築というのは考えていく必要があると思っています。

その上で、こちらの議論は、また新たな年度の議論としてこれから整理をしていくということでもいいですよ、委員長。このガイドライン、いろいろ意見が出ましたけど、これはこれですね。

#### ○ 中村久雄委員長

おっしゃるとおりで、教育委員会のほうでしっかり、きょうの意見を聞いた上で意見をまた参考に、四日市としてどういうふうに持っていくかというのは、今後の取り組みです。

#### ○ 荒木美幸委員

その上で、先ほど伊藤委員もE S、C Sの話をされましたが、私ももちろんE SイコールC Sだと思っていますけれども、私たち既存の議員は、新人の方以外の議員はこの議論もずっとやってきたわけで、一貫して教育委員会が持っていたのは、やはり教師が元気で生き生きしていないと子供たちの幸せにつながっていかないというお考えを示されたとは思っているのですが、それは今ももちろんぶれがないと思います。そこはそうですね、教育長。だからこそ、こういう学校業務アシスタントであったりとか、部活動の協力員という、そういう視点だと私は思っていますが、そこはよろしいですね。

#### ○ 葛西教育長

そのとおりです。本当に、教員が元気で一生懸命やれる環境をと。それが子供にとって一番いいと。ですから、教師の環境をよくすることは子供の指導にもプラスになる、充実していく、これはもう表裏一体という、そういうふうな捉え方でいます。ですから、私たちがつくった部活動ガイドラインも、子供のスポーツの充実と教員の働き方改革というも



のを、これを一体として捉えてこのようなガイドラインをつくらせていただいたわけです。

今後、いろんな方の意見も聞きながら、このガイドラインはさらによりよいものにしていきたいなと思っています。

## ○ 中村久雄委員長

ただ、ちょっと整理しますと、意見を出された委員さんも、教育委員会が部活動をどうしていくかというのは、同じような意見、やっぱり子供のためにとという部分で、ただ、今の国の指導やとかいうので、こういう今回のガイドラインの文言やきょうの決算資料の中には、昨年度決算のものを述べただけなのでこういう表現になったけど、気持ちはわかるけれども、それがはっきりとこの文言に出ていないんじゃないかというようなところで、その意見をもとにやっていただくという理解で僕はしておるんですけど。

## ○ 川村幸康委員

要は言葉で言うと、どっちが大事でどっちがというのは、そんなものはもう両方とも大事で、並行して走らなあかん話なんやけど、例えばここに出ておった、職員さんの働き方改革何とかというのが出てきておるやん。公立学校における働き方改革取組方針。これだけが出てきておるもんで、自分らのほうだけ一生懸命やっておいて、こっちのほうは出てこんで、セットで出してこなあかんわ。

私が言うておるのは、俺の考え方で、部活動指導員やなんかも、とりあえずのばんそうこうやと思っておるのやわ。どうしたほうが本当はええんかというのはようわからんで、俺も。現実を見ながら政策組んでいかなあかんところなので、これが本当、ばんそうこうが、これがもうきちっとした仕組みでつくれていくんならそれもそうやし。

そこらのところを出しながら、先生らのほうの働き方改革の方針もパッケージで出してこんと、どっちかだけ先出してきてあれすると、伊藤さんが指摘するように、本末転倒になって目的と手段が変わったらあかんよという話の世界にはなるところはあるでな。だから、特にここは今後の取り組みについても、方針は策定するし、方針の推進を掲げていく中でいくとな。もう一方のほうの学校業務サポート事業の中のクラブの部分も、とどまらずに、これで安心せずいろんなことの方針をきちっと作り上げていくということを両論、並行でやってくれよということや。そこが一番肝や。

だから、ここにも書いてあるもんな、そうやって。四日市市の公立学校における働き方

改革取組方針。これもう、できておるんのやろう、物は。策定するのか。検討中なの。

○ 内村学校教育課長

市P連、それから地域コミュニティーの方、こういった方も委員に入っていて、現在策定中でございます。

○ 川村幸康委員

また議会にも示してください。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

では、ほかの質疑。皆さん、ほか、どうぞ。まだ追加資料の中でね。

○ 村山繁生委員

じゃ、その次のいじめ問題で、小学生が前年度に比べて3倍になったということは、これは、早期発見に努めた結果、この数字が出てきたということですよね。

○ 高橋指導課長

村山委員がおっしゃるとおりでございます。いじめの兆候、いじめの芽というのを積極的に認知していきました。

○ 村山繁生委員

やっぱり本当に早期発見——件数が多くなってきて、これはもう仕方ないかもわかりませんが——早期対応というのはやっぱり一番私も大事だと思っています。解消も、結構、本当に頑張ってもらって、スクールソーシャルワーカーとか、学校も協力してもらって、解消に向かって努力してもらっているなというふうに思っております。

それと連動して、不登校は、要因を見ると、いじめが不登校の原因というのは余りないんですかね。

○ 中村教育支援課長

17ページの資料のほうに、不登校の要因について示させていただきました。いじめについては一定解消していると、学校によっていじめの部分は解消しているという理解でございます。

○ 村山繁生委員

もう解消していったって、いじめで不登校が続いているという人はもういないという感じでいいんですね。

○ 中村教育支援課長

いじめが要因になっているケースがないということではなくて、一旦解消したけれども、その後、例えば本人の不安要素が強いお子さんであったり、家庭内環境が少しすぐれないお子さんなんかについては、一旦解消はしたものの、やはり不登校の要因というような形で、つながりはあるというふうな形で捉えております。

○ 村山繁生委員

適応指導教室でやってもらって、これがどんどんどんどん不登校が多くなってきているから、これ、また拡充して、登校サポートセンターに広げてもらうということなんでしょうけど、出席日数がゼロから20日以内とする数、合わせて中学生が60人近くいるんですね。2割近くが180日以上欠席日数になっているということ、これ、非常に問題だなと思うんです。

これで、結局それだけ出席しなくても、卒業はするわけですよ。

○ 中村教育支援課長

卒業はいたします。

○ 村山繁生委員

卒業してその後、この人たちはどうしているかなど。例えば、登校サポートセンターで勉強して高校行っている方もみえるのか、それとも、その後のその人の人生の把握ってどこまでできているんですかね。

○ 福井教育支援課副参事

平成30年度に卒業した子の追跡調査を学校に行いました。やはり14人のお子さんが進路なしで卒業しているという結果がありましたが、その後を見ていったところ——家庭との連絡がとりにくいところは不明ということもあったのですが——家族等から就労や、それから進学への準備をしているというところが、3分の1ぐらい情報として手に入れております。卒業に向けて子供たちに力をつけていくということは、学校に来ていなくても家庭訪問等で、学校中心、もしくはSSW等を中心にこちらから支援を行っているところであります。

○ 村山繁生委員

そうすると、180日以上欠席しておる人で、この中で高校へ行った方は何人くらいみえる。その年に卒業して。

○ 福井教育支援課副参事

こちらでも平成30年度で調査をしておりますけど、ちょっとお待ちください。

○ 中村久雄委員長

時間かかるようでしたら休憩しますか。

○ 村山繁生委員

また後でも結構です。

ちょっとそれ、関連して、16ページの下のところを見ながら私、質問しておるんですけど、小学校で、5人、4人、1人と。この小学生の5人、4人、1人の方は、中学校の人数にそのまま全部含まれているんですかね。

○ 福井教育支援課副参事

まず、1点目の中学校3年生の卒業状況につきましては、88.8%が進路あり、公立、私立の高校もしくは就労という形で進んでおります。11.2%が先ほど申しました進路がなかった子、ただし、その子に関しても、先ほどこちらからお伝えさせていただいたとおりです。

小学校の10名に関しましては、中学校の継続のところに含まれているところです。

以上です。

#### ○ 村山繁生委員

小学生から、ほとんど中学生も全部行っていないという子もいるということなんですね。わかりました。

これ、原因を見ても、家庭の原因というのはやっぱり一番多いわけですよ。貧困にしても何でもそうなんですけど、自分が訴えられないということもあると思うので、アウトリーチというの、やっぱりフォローとして大変重要じゃないかなと思うんですけど、その辺の考えはいかがですか。

#### ○ 中村教育支援課長

今、村山委員がおっしゃっていただいたように、アウトリーチは非常に重要であるというふうに、私どもも考えております。

本年度、登校サポートセンターに増員をしまして、アウトリーチができる体制を整えました。今、答弁しました福井と、もう一人の指導員とともに学校へ、この4月、5月、6月行きまして、状況を把握しながら、具体的な方策について、各学校あるいは関係機関と連携しながら進めているところでございます。

#### ○ 荒木美幸委員

関連してなんですけど、いじめと不登校につながっていくのは登校サポート事業ですね。これ、始まっていきますが、年々、非常に重要な事業であるというふうに思っています。

18ページの資料を見ますと、入級を希望しながらつながらなかったケースというのが、平成28年度、平成29年度、平成30年度、一定数ある状況です。今、不登校の子のアウトリーチで話もありましたが、登校サポート事業についても、こういったケースについては今後、アウトリーチを行っていくという考え方で示されています。それでよろしいですよ。まず、その1点。

#### ○ 中村教育支援課長

今、おっしゃっていただいたように、こういった子供たちに対してもアウトリーチを行

っていくということでございます。

#### ○ 荒木美幸委員

それで、4月からセラピストと、それから指導員をふやしたということなんですけれども、こういったところに、例えばSSWとか、ハートサポーターとか、そういった方が同行するというところもあるんですか。

#### ○ 福井教育支援課副参事

SSW、ハートサポーターにつきましては、今回、増員したものについては、要するに登校サポートセンターに通っているお子さんについて強化をしていくということであり、SSWとかハートサポーターへの同行につきましては、先ほど説明がありましたアウトリーチもしくは指導主事のほうが行って連携していくという形をとっております。

#### ○ 荒木美幸委員

わかりました。

スクールカウンセラーもそうですし、SSWもハートサポーターもそうですけれども、先ほどスクールカウンセラーだったかな、需要が多いということで、今後、ブロックに拠点を構えてという話をされたかと思うんですけれども、今後、そういった計画で進んでいくということですよ。

#### ○ 高橋指導課長

スクールカウンセラーについては、市のスクールカウンセラーは、年間35週派遣しておりますけれども、県のスクールカウンセラーが32週ですので、そのあたりきちっと、同等になるように拡充を図っていくような計画を立てております。

それから、SSW、スクールソーシャルワーカーについては、非常にタイムリー、家庭とか環境、福祉とか医療にもかかわっていく部分ですので、できるだけ迅速かつ的確な判断で、そういうような包括的なアプローチをしていかななくてはなりませんので、できれば、今、やっているのはある中学校区に、スクールソーシャルワーカーを、常駐ではないんですが、曜日を決めてそこへ行ってもらうようにしています。そこから小学校とか、校区の小学校、偶然ですけれども、県のスクールソーシャルワーカーとしても派遣されているの

が横に共通学区を持っているところですので、そういうようなところを一体として、モデル校区みたいな形で活用の研究をしております。

### ○ 後藤純子委員

平成30年度本市におけるいじめの状況報告についてというところで、14ページ目の7、いじめの解消状況の説明をしていただいたときに、いじめ事案については、解消の定義、いじめが止んでいる状態が3カ月程度は継続しているという説明のところ、いじめの見守りという表現があったかと思うんですけど、いじめの見守りというのはどのような取り組みを行っているのでしょうか。

### ○ 高橋指導課長

ケース・バイ・ケースなんですけれども、その子の特性であったりとか、その子の状態もございますけれども、基本、例えば休み時間に先生が廊下において、授業が終わったらきちんとバトンタッチをして、その次の授業というか、先生が目ができるだけその子から離れないような、そういうような状況であったりとか、あるいはその子の状況を、例えば校内の生徒指導委員会、いじめ対策委員会というのがございますので、その中できちっと情報共有をして、休憩時間なんかも含めて、あるいは授業時間の様子とか、そういうものも注視して見ていくと。いじめの再発というか、そういうようなところにつながらないようにも見守っていると、そういうような状況です。

### ○ 石川善己委員

簡単にお伺いしたいと思います。

いじめの認知件数が全国で41万5000件というのが先日、平成30年度のところで発表されていたかなと思います。年々増加一途で、そういったところの中で、いろいろ本市については、カウンセラーさんとか相談員さんとか、養護教諭さんも活躍していただいで対応しているというところなんですけど、たまたま新聞記事で見たんですが、電話相談が、以前多かった都道府県さんが、やっぱり電話での相談というのが非常に激減してきていると。半分ぐらいに減っているというところの記事がありました。

手軽に――相談が手軽というのがいいのかわかりませんが――非常にLINEを取り入れた匿名性のあるいじめ相談が、首都圏でかなり活発に動き出してきていて、

相談件数も増加をしているというような記事がありましたが、その辺、平成30年度の決算を踏まえて今後の考え方として、もしそのあたりで何かお考えがあれば、示していただければと思うんですが。

#### ○ 高橋指導課長

現在、いじめ・体罰相談電話というのを一つつくっております、教育委員会に。それから、いじめに関するメール、LINEではございませんけれども、メールで投稿することもできます。そういうようなところで、できるだけ、今、認知というか相談できる窓口をしているところです。さらには、県とかそういう民間のところもございますので、それらは、プリントで1枚にして周知をして保護者に渡すようにしております。その一覧表の中に、県はLINEでやっている、窓口をつくっております。

#### ○ 石川善己委員

ありがとうございます。

電話の相談件数、10年間で、全国統計で言うと35%ぐらい電話での相談件数が減っているという記事もありまして、ある都道府県によっては半分、4000件ぐらいあったやつが2000件ぐらいまで相談が減っているというところの中で、非常に有効な手段としてLINE相談というのが挙げられておりましたので、県のほうでそういったところを記載していただいておりますというのはあれなんですけど、どうも電話相談で、業務委託を出しておるところが、SNSでの相談対応もしておるようなんですけれども、本市でも検討いただけたらなというところで、決算を機会に考えていただきたいというところを意見にさせていただきたいと思います。

#### ○ 川村幸康委員

これは、地域別や男女別ってわかっておるの。

#### ○ 高橋指導課長

男女別では集めていません。ただ、いじめの件数があって、その後にもう一つ様式があって、具体的に書かれているもので、そこで拾えば男女別はわかります。学年別は、その一覧表からわかります。



## ○ 川村幸康委員

できたら、私は、男女別とあと、地域でどんなものがあるかというのは、例えば神前とか三滝とか、そこの中での特徴みたいなものがな。

この間も、あそこ行っておったら、横浜のほうで聞いておったら、横浜でも山のほうとまちのほうとでは状況が全然違うでと言うておったで、それ、四日市やで一くくりなのかもわからんけど、四日市でもやっぱり地域性があったり、いろんな住宅構成、家族構成含めると違ったりすると、対応の仕方もあるんと違うんかなとは思っています。特に、まちやとまちの特徴あるやろうでね。

そういうことを含めると、もう少しいじめがあった件数を数えるよりも、中身を、女の子の場合と男の子の場合では違うやろうし、それから男女でのいじめが、男同士のグループ、女同士のグループじゃなくて、男が女をいじめて、女が男をいじめたりというのもあるやろうで、一遍そこらは丁寧に見たほうがええなと思っています。

それに対する対応の方法で予算使ってやるんやけど、これはもっと予算をふやしていったら、それなりの効果があって救えるよという判断になっておるのかさ、この結果から。それとも、いや、予算の壁もあんでこの程度なのか、ふやせばふやすほどある程度救える人が多いと見ておるのかさ、この結果から。どんな感じなんかなと思って。その辺の判断は。

## ○ 高橋指導課長

やはり相談体制というような部分は、充実をさせていかななくてはならないと思います。これは、学校もそうですし教育委員会もそうなんですけれども、やはりかかわる人間の資質の向上というか、スキルというか、そういうものも大事ですので、研修もしていかななくてはならないというふうに思います。

それから、先ほども出ましたけれども、やはり専門的な知識を有するアウトリーチ、アプローチできる教員がなかなか、今まではやっていたんですけれども、授業中に行くわけにはいきませんし、やっぱりそういうような人材ということになると、やっぱり専門的知識を持ったスクールソーシャルワーカーなんかをやはりチーム学校というような形で、特に中学校区に置くことによって、小学校から連続して中学校まで見ることができるという、そういうところもございますし、そこからさらに進学ということになると、県のスクール

ソーシャルワーカーなんかは兼ねている方が多いんですね。県と市を兼ねて、本当に、うちら週1回でしか雇うことができないので、これではスクールカウンセラーさん、生活できませんので、いろんなところでスクールソーシャルワーカーをやっているというようなところなので、ですから、できたら週何日かは四日市で子供たちを見守っていただきたい、そういうところに助言をいただきたいという思いはございます。

## ○ 川村幸康委員

提案も含めてやけど、一つは、この間、さっき休憩時間に言っておったけど、いじめの傍観者になるなよという話も賛否両論、今、あるみたいやな。いじめられておる子を見ていじめんなよと言うのも勇気も要るし、心の葛藤も。それを言うてしまうことによって、自分が今度目をつけられへんかという葛藤も子供らにある中でいくと、子供にその権限と責任があんのかという話をその人らはしておったわ。子供に、弱い者いじめしておたら助けに行けよと子供に先生は言うけど、そんな権限が子供にあるんかないんかな。人間、道徳的にはわかるよ。それがどうなんやという中で行って、それで行って今度逆にその子がいじめられておるといふのもあるという話を聞くとな。

やっぱりちょっと深掘りして丁寧に見て、そういう人らを入れるなら入れる、効き目があるんなら、極端なこと言うたら、損得で言うぜ、経済で。不登校になって社会からなかなか離れていって、いろんなことの社会問題まで起きてくるような状況がある中でいくと、ずっとそこにお金を投資して、その子らを社会復帰させたり社会に入れていくほうが、長い目で見たらどうなんやという考え方を持たんと、それが義務教育の間は、特に小学校5年生からつくられる、中3までの5年間な。子育てするなら四日市やったら、これぐらいのお金を投資しても、将来的には、費用はかかるかわからんけど、長い目で見たら安いものやという物の見方はあるんやで、最初は短期的には金食い虫の、カウンセラーさんの費用がかかるという物の見方もしてしまうけれども、将来的に見たらこれぐらいになるよというんなら。

例えば、一番その中でいじめの件数が多いような学校かなんかが把握できるやん、あんたらやったら。そこだけには一遍集中して置いてみて、一番わかりやすいところは。そこはもうそんな週1回というようなことじゃなくて、もう少し数をふやして、一遍対応してみようかというのをやって効き目があるんなら、さっき村山さんが言うておった何十人かおったわな、これ。なかなかもう難しいやろうなと、俺らが一般論で見ても。そんな人ら

が極めてゼロになるなら、そろばんしてみい。そろばんと言うのも悪いけれども、経済の問題でな。そら、全然、そのお金で安い問題になると思うので、私は。

だから、そういう物の見方をちょっとして、だからもう一遍それは、全体で見ると見えにくくなるので、個別に見て、どこかで一遍きちっと政策的に人とお金を入れて、政策とに。それでよければやりましょうという話やろうなと思って。避けては通れないぐらいにこれからふえると思うでな、こういう事例が。減ることはないと思うわ。やっぱり世の中ストレス多いで、子供にはかかるで、その分。だから、そういう、仕組みをどこかでつくるための一歩に、この決算から見立てて芽を伸ばすということで、意見やな。来期の予算立てするんやったら、財政に理論武装が要るでさ。そういうことや。

以上。

○ 中村久雄委員長

意見いただきました。

時間も結構いきましたので、この辺で休憩をとりたいと思います。あの時計で35分まで休憩を挟みます。

15 : 21 休憩

---

15 : 35 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、質疑を再開いたします。

今はまだ、追加資料に対しての質疑の項目でございますので。

先に、教育長のほうから、ご報告を1件。

○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

今日、中学校で5校、体育祭を行っておりました。その中で、やはり雷のため、午前中で中止という学校が3校ございました。それから、1校は、午前中にもう全ての日程を巻いて終わったと。

ただ、1校ですけれども、これが朝明中学校ですが、体調を壊す子が多かったので、午前10時過ぎぐらいに終了したと。ただ、気分が悪いという子が30人ほどいたと。そのうち、救急車2台、2人ですけれども、病院のほうへ運ばせていただきました。それで、点滴をして、現在、快方に向かっているという、そういうふうな状況です。

○ 中村久雄委員長

熱中症ですか。

○ 葛西教育長

熱中症の疑いですね。

○ 中村久雄委員長

難しいね。大変な気候になってきましたね。

報告いただきました。

では、質疑を再開いたします。

○ 伊藤昌志委員

いじめのところで出たので、いじめの調査方法とか、できるだけ積極的に認知するというふうにお伺いしたんですけれども、具体的に何か書面も変わったとかいうような部分はあるんですか。もう周知によって数字がこれだけ変わったということで、よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

いじめの認知方法ね。

○ 高橋指導課長

事例を示して、それをもとに各学校で認知をしていただくという作業をしていただきました。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

それでは、変わった部分、書面とかだけ、平成29年度までと平成30年度、後日で結構です。変わったのがわかるようにいただけますか。当然これ、今後それが基準になると思うので、それがまた変わっていってしまうと、このデータがエビデンスをとれないものになってしまいますので、その確認のために資料を請求します。

○ 中村久雄委員長

後日で結構ですか。決算認定には影響しない。

○ 伊藤昌志委員

問題ありません。

○ 中村久雄委員長

では、よろしくお願いいたします。

ほかのご質疑、よろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

携行品（置き勉）の状況についての丁寧な資料、つくっていただきましてありがとうございます。これを拝見しますと、全小中学校、内容や周知の方法は少し違えども、何らかの全校、手当てをさせていただいているというふうに理解をしております。

1点、環境整備のところで、いろいろ工夫をしていただいたということで先ほどご説明でもありましたけれども、この程度のハード整備ということで、これは既決予算内でおさまる程度で手当てをしたという理解でよろしいでしょうか。

○ 高橋指導課長

荒木委員がおっしゃられたとおりでございます。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

逆にハードの整備をしたいけれども、予算的な措置もなく、なかなか整備ができないと

いうケースなどはなかったのでしょうか。そういった声は上がっていないですか、学校のほうから。

○ 高橋指導課長

全ての学校から聞き取ったわけではございませんけれども、特に先ほども申しました大規模校において、置き勉をして、携行品を置いていく場所に苦慮しているのは事実です。本当に先ほども申しましたように、教材室というのがあるんですけども、いろんな授業の中の教材を、そこをちょっと整理してその中に置くとか、小学校の場合やったら観察台というのが窓側にあるんですが、その下のところに工夫して置いたりとか、いろいろちょっと工夫はしてもらっています。そういう工夫も含めて、紹介はさせていただいているところです。

○ 荒木美幸委員

当初危惧されましたいたずらであったりとか、盗難であったりとか、そういった事例はなかったのでしょうか。

○ 高橋指導課長

置き勉というところの見直しを図った後というか、その後は聞いてはおりません。

○ 荒木美幸委員

実施後の保護者であったりとか、児童からの何か声があれば教えていただけませんかでしょうか。

○ 中村久雄委員長

保護者の声……。

○ 荒木美幸委員

保護者とか生徒からの何か、もし上がっていたらで結構です。学校からの感想でもいいですし。何か所感として上がっていれば、教えてください。

○ 中村久雄委員長

答弁、出ますか。

○ 高橋指導課長

これも保護者の声とかそういうものとはってはないんですけれども、やはり学校がきちんと示してくれたことによってわかるようになったとか、学習の手引の中に入れることによって、必ず保護者に伝わっていくというような、そんな工夫、先ほども申しました置いていっていいものリストであったりとか、そういうようなもの、それから生徒指導の決まりの中に入れてある学校があったりとか、いろいろちょっと工夫はしながらやっていますので、ちょっと保護者の声までは聞いてはおりません。

○ 荒木美幸委員

わかりました。受け入れていただいているというような理解でしょうかね、保護者の方にも。

逆に、これ、全国的にも、一部甘やかし過ぎているんじゃないかとかっていったような、そういった批判が上がってくるケースも少し漏れ聞いてはいるんですが、そういったことも特になくということでもよろしいでしょうか。

○ 高橋指導課長

甘やかしているという言葉は、私ども教育委員会のほうにも入ってはおりません。やはり健康被害であるとか、防犯上のことというようなところも考えると、置き勉というのは、それぞれの地域、通学距離もありますけれども、時期であったりとか、雨の時期であったりとかいろいろあると思いますので、その時期その時期できちんと考えていかななくてはならないなというふうには思っております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

もちろんご存じだと思います、特に一、二年生の低学年の体の小さい子たちに対しては、やはり体の成長にかかわる影響もありますので、しっかりと今後も目配りをしていただければと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか、追加質問についてはよろしいでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

カウンセリングのことでお伺いします。

22ページ、医療機関の連携件数が出ていますけれども、これは実際に受診をした人たち、した件数ということでよかったですでしょうか。

○ 高橋指導課長

小学校のところを見ていただきますと、医療機関紹介ということで、これは通院につながっております。それから、児童に関する情報提供というのは、もともと医療にかかっていたんですけれども、そこと連携、情報を共有したというようなところで、これは保護者の了解がないとだめですので、そのところはそういうような形でやっております。

○ 伊藤昌志委員

医療機関をカウンセリングで勧めた件数というのは、データとしてありませんか。

○ 高橋指導課長

そこにも一番上にも書かせていただいたんですが、相談者から医療機関との連携に関する相談を受けた場合、ですから、スクールカウンセラーが、あなた、病院へ行ったほうがいいよというような、そういうようなことはございません。一応やっぱり医療にかからなあかんかなというのを思っていたとしても、やはり相談者からのそういうような相談を重ねる中で、やはり医療にというような中では、紹介はさせていただいているというところでございます。

○ 伊藤昌志委員

カウンセラーからの勧めはない。紹介、カウンセラー自身からはないということですか。



○ 高橋指導課長

何人かの方にもこの件については、月別相談状況報告の中で、医療との連携というところで挙げてきていただいた方に、ちょっとインタビューをしています。その中で、本人や保護者が医療につながりたいという意思を持ったときというふうに表現をしております。ですから、カウンセリングの中で、やはり保護者や本人が医療につながりたいというように思えるということ、そういうような部分がカウンセリングの中にもあるのかなど。そのほうがカウンセラーとしてもいいのかなというのがありながら、いろんな話をしながらというところもあるかとは思いますが、直接的に、先ほど申しましたように、カウンセラーが病院行ったほうがいいよと言う、医療につながったほうがいいよというような仕方はしておりません。

○ 伊藤昌志委員

承知しました。今後もそのようにぜひお願いしたいと思います。  
ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ほか、質疑よろしいですか。

○ 後藤純子委員

鳥出神社の鯨船行事についてお伺いしたいんですけど、平成30年のところで、写真集って制作されているかと思うんですけど、ユネスコ無形文化遺産普及促進事業費でこちら教育費のほうから出されているかと思うんですけども、鯨船のほうはユネスコ無形文化遺産に決められたので、観光のこととか考えると、教育費ではなくてシティプロモーションの部門の費用になるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 川尻社会教育・文化財課長

ユネスコ登録、平成28年にされたんですけども、もともとこれ、国指定の無形民俗文化財でして、指定文化財の分野ということになりますと、教育の分野の中でということになっております。

○ 村山繁生委員

関連で。

文化財ということで、当然教育委員会やと思うんですけど、ユネスコの文化遺産に指定されて、やっぱり四日市としても、こういうのはもっといろいろアピールしていかないかと思うんですよね。やっぱりそういう意味では、シティプロモーションに移管するというまではいなくても、うまく連携をとって、これを生かしていかなきゃならないなど。やっぱりそういう連携も必要じゃないかなと思うんですけど、その辺のところはどうなんですか。

○ 川尻社会教育・文化財課長

おっしゃるとおりで、私どもも連携は必要だというふうに思っております。

こちらのほうは、8月14日、15日というのが祭りの当日ということになるんですけれども、それに向けて、4月から9月、10月あたりまで、シティプロモーション部の観光交流課ですとか、富田の地区市民センターですとか、文化振興課のほうとは月に1回ずつくらい情報共有したりとか、いろんな連携をとれるようにということで、打ち合わせの会議というのを設定しております、ここ数年、3年くらいはそういう形で連携は努めてするようにはしております。

○ 村山繁生委員

これ、たしか伊藤さんが資料請求された、そうですね。これはやっぱり周知の意味合いで請求されたんだと思うんですけどね。

○ 伊藤昌志委員

そうですね。実際現場で聞いたお声が、観光に来た方とか、それを、行事を知っていて来たけれども、どこへ行ったらいいかわからないと。具体的には富田に来て、鯨船を知りたいという方が、実際に鯨船を見られる状況ではない。資料だけとはいっても、市民センターへ行っても、置いてはあるんですけど、知らない人が来たときにぱっと、よっぽど聞いていかないと資料が得られないような状況だったもので、それで現状をお伺いしました。

○ 村山繁生委員

そんなことで、もっと強くシティプロモーション部と連携をして、もっとアピールしていただきたいと。そういうこともちょっと意見として。

○ 中村久雄委員長

意見として伺いました。

資料のところはこの程度でよろしいでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

部活動について、設置、廃部に関しまして確認させてください。

今現状が6ページですか、設置部・廃部等一覧表というのがございまして、少子化で部活が廃部になっている現状も多いと思うんですけど、これは、各学校の判断で地域ニーズに合わせて、学校で廃部や設置を考えていらっしゃるということによかったでしょうか。

○ 高橋指導課長

基本、学校の実情、指導者であったりとか、部活動の人数であったりとか、それから地域の社会スポーツであったりとか、そういうところも加味して、このような形で設置、廃部というようなところを各学校で考えております。

○ 伊藤昌志委員

具体的なことを二つ、お伺いしたいと思います。

三滝中学校は、8ページ、ソフトテニスだったのが、それが廃部になり、新たに硬式テニスが設置されたということによろしいですね。

○ 高橋指導課長

そのとおりでございます。

○ 伊藤昌志委員

今、新たに設置というのは非常に珍しいと思うんですけども、何か理由がありますでしょうか。

○ 中村久雄委員長

答弁、お願いします。

○ 高橋指導課長

詳しくはわかりませんが、もともと三滝を見ていただきますと、ソフトテニス、女子が硬式テニスがございますので、硬式、ソフトをそろえることによって場の、テニスをする場で一緒にできるというか、効率も含めてあるのかなというふうに思っております。

○ 伊藤昌志委員

富田中学校は、どちらに今後、統一されていきますかね。今のご答弁の内容からすると、そうかなと思って。

○ 中村久雄委員長

答弁の内容からすると、学校の実情に合わせて学校から要望のあったことについて、教育委員会は詳細までは余り関知できていないというようなことだと思います。だから、学校の中での今の説明のとおりで、生徒の数とか広さとかいうことで。

○ 伊藤昌志委員

わかりました。想像の域でお答えいただいたということで認識いたしました。

富田中学校は、ソフトテニス女子で硬式テニス男子、硬式テニスをやっている女子の子は、中体連だけ登録させていただいて課外活動していて、男子とまじって大会に出ているという現状だったかと思います。

もう一点、具体的なこと。保々中学校は、陸上部が廃部になりました。あわせて、バスケットボールも女子、陸上は男女ですね、この地域も、もうこれは、じゃ、教育委員会では具体的なことは把握されていないということでもよろしかったでしょうか。

○ 高橋指導課長

どれも廃部になっていくところは基本、学校規模が小さくなっている、それに伴って教員の先ほどの定数ではないですけども、児童生徒数に応じて教員の数も減っていく。そ

んな中で、集団スポーツ、集団の運動と個人の運動、その中で地域との関係も含めて、この場合は、これはちょっと聞いてみたんですけれども、やっぱり陸上は指導者が多岐にわたり専門性を要するというようなところがありました。それぞれの種目に応じて指導が必要であると。そういうようなところで、休部をすることになったというふうに聞いております。

以上です。

## ○ 伊藤昌志委員

2点ございます。

まず、保々中学校に関しては、総合型地域スポーツクラブが、市内の中で数少ない一つとしてあります。少年の登録の保々の総合型地域クラブは、陸上、剣道、サッカー、空手、テニス、野球ということで、地域特性で子供たちの小学校でやっている種目からいくと、バレーボールの現状は知らないんですけれども、陸上はあるのになくなったなという認識だったのでどうかと思いました。

今ご答弁いただいた内容で、多岐にわたる分、逆に子供たちのことを考えると、バレーボールですと、例えば背が高い、ジャンプ力があるとかいう一つの特性があるかと思うんですけど、競技特性が。陸上ですと、短距離の速い子、長距離の速い子、フィールド競技と、それぞれ個人の能力に応じて多岐にわたってできるので非常に幅広いかと思いますので、それも酌んでいただけたらなと思いました。

今の二つのご答弁を踏まえて、各学校の先生方、校長先生中心でそういうニーズを拾ってつくっていらっしゃると思いますので、ぜひ教育委員会さんで全体、市の子供たちのことを考えて、設置部、そして廃部をご検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○ 高橋指導課長

保々の陸上地域団体があるというようなことなんですけれども、在籍クラブのほうに、保々ランニングクラブのほうに在籍している小学校の内訳なんですけれども――令和元年でこちらのほうで調べた資料ですが――保々小学校はその中に1人というようなところでございますので、そういうようなところ、これは令和元年、基本そういうような地域の団体さんのそういう活動は、ほかのところにもございます、いろんな運動で。しかし、その

中で、その学校、その校区の中でどのような子供たちが活動しているかという、そういうところも含めて改廃については、学校のほうとしては考えているところでございます。

#### ○ 中村久雄委員長

質問の趣旨が、そういう各学校の実情を踏まえて出てきておるのやけど、この中で四日市全体を捉えて教育委員会で統括して、その辺の把握や指導なんかもできないかという質問なので。ただ、学校長の権限で今までこれをやっていたと思うので、その辺が教育委員会としてできるかどうかというのがあるかと思うんですけど。

学校長の権限を、僕は残すのも大事だと思う。教育委員会が地域の実情まで把握せえというのもなかなか難しい話かと思うので、学校長の権限としてと、そういう問題やと思うんですけど。

#### ○ 葛西教育長

運動部活動につきましては、学校長が総合的に判断して種目の決定を行うべきであると考えておりますけれども、教育委員会としましても、学校が廃部も含めた検討を進めていく場合には、やはりさまざまな配慮、それから留意点、これらを慎重に検討していく必要があると考えております。

ですから、私どもとしましても、これはやっぱり部活動検討委員会できちんと議論しまして、適切な部活動の設置に向けて各校の取り組みが円滑に行われるよう、そういう道筋を示しながら持続可能な運営体制を整えていくという、そういう支援にしていきたいなと思っております。ですから、これは、一度きちっと議論をしてやっていきたいなと思っています。

#### ○ 川村幸康委員

保々の総合型は四日市で唯一成功しておると思うておったんやけど、衰退していったの。私は、保々の陸上を含めたあれはうまくいっているものやとイメージがあったんやけど、今聞くとそうでもないんや。唯一四日市で総合型でうまくいっているのが保々ですというようなことではなかったんかな。あれはもう10年前の話か。ここへきて変わったということか。四日市、うまくいっているの保々だけと違うのか。

○ 高橋指導課長

地域総合型スポーツクラブは教育委員会ではないんですけれども、それぞれのやっぱり地域の特性がありまして、私も内部で、内部の総合型のスポーツクラブのときにちょっとかかわったんですけれども、やっぱりそれぞれの地域で総合型がいろいろ違いますので、持っておる団体さんも違いますし、どう組織化していくかというところも非常に難しいところであると思いますので、ただ、どこが成功してどこが衰退しておるかというのは、ちょっと私らではわかりません。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

わかりました。

全然知らなんだわ。保々はうまくいっておるものだと思い込んでおったわ。

○ 高橋指導課長

そこもわかりません。うまくいっているかもわかりません。済みません。

○ 中村久雄委員長

それでは、追加資料についての質疑はこの程度でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

今から、この議案に対して全般の追加質問を受けますけれども、また別に戻ってもらっても構いませんので、追加資料に関しては。

それでは、全般のほうで質問をお願いします。

○ 川村幸康委員

今回、決算から予算に連動するといっていたもので、まあ試みやね。一つは、去年1年間の決算の中で、気候による子供の体調悪化したり何かしたり、そのデータってある。全

て。熱中症を含めて、クラブ活動中とかも含めて、それから、体育祭の行事やあんなの含めて、もしわからないなら別に、賛否には影響しないけど。

私、この間から、特別委員会でも議論になったけど、四日市祭どうやという話をもう、今まで見直すことも考えていなかったけど、暑過ぎるなど。だから、今までの行事やあんなのは、去年と変わらんことしで、ことしと変わらん来年で、ずっとやってきておったけれども、どうなんやろうなど。私らの地域の中にある地域行事でも、ことしの夏なんかは、去年も暑かったので、特段例えば高齢者の人らが寄るようなものが、もう激減したんやわ。いつも500人くらい集まる集まりでも、100人とかな。主催者の人の挨拶も、なかなかもう人が集まらんねと。それは背景を探ると、例えば高齢者の人らが集ってくれるような行事ごとやと、ほぼほぼ家族が暑いときは出ていくなととめられておるとか、それがもうだんだんと大きくなってきて、よく来てくれる人も来てくれなかったり。

だから、それと同時で、この暑さやもんで、学校行事を含めたものを一遍きちっと洗い出しをしておいて、熱中症やあんなのでよそは事故があって、死亡もあったりすると、学校の行事ごろっと変えておるのやわ。極端に。年中行事を。少しカリキュラムを変えて。夏場の暑さ対策を含めて。

だから、今も、運動会というか体育祭をこの時期にしておるのをどうなんやという話はあると思うんやけど、なかなかごろっと変えんのえらいけれども、変えるときとなったら、この暑さやもんで、私はちょっと一遍、根拠もないとあかんでな、これくらい子供が年間で、暑さを含めてなっておるよということであるならば、どうしたほうがええんかというのは、やっぱり責任ある教育委員会のほうできちっと取りまとめて、学校に任せずに。指示、指導する必要があるのと違うかなと思っておるもんで。

だから、四日市祭やと、七夕祭りやと港祭りやと諏訪神社の秋祭りを三つ合わせて、夏祭りの第1日曜日、土日にするというのは、変えたんやわな。だけど、今はもう、七夕祭りも港祭りもやらんと、秋祭りのあれもやっておって、集めたやつ、大四日市まつりだけ残っておるのやわな、極端なことを言うと。そもそも論で言うと、背景から、出発点から来ると、全然変わってきてしもうたわけやわな。

だから、もう一遍、それは実行委員会形式でやっておるけれども、どうするんやというような話が出ておると一緒に、特に教育現場はいち早く、今の暑さを含めると、学校行事をどう見るかというのは大事なことかなと思うもんで、一度、子供たちの救急車で搬送されたりなんかするのを含めて、ここ5年間でもええし、大体これくらいになっておるよ



というのがあれば、やっぱりそれに対する対応というのは私は要ると思っておるので、そういったものがもしわかれば、資料でいただければありがたいなど。冒頭に出しておくと、資料要求やで。

○ 内村学校教育課長

昨年度、猛暑でございましたので、昨年度の熱中症の対応については集約してございますが、過去何年か分につきましては、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

ある分でいいわ。

○ 内村学校教育課長

わかりました。

○ 川村幸康委員

もう一つ。

結論からいくと、見直す見直さんは別の話になっていくと思うんやけど、やっぱり現状は知るということは大事やに。トータルするとこれくらいになっておるよというのは。

私、それを知ったのは、神奈川県横浜市でやったのが、生徒が亡くなったり何かなくて、変えたという話を聞いてな。やっぱり変えるときには、そういうデータをとっておいてから、現状、みんなで共通してから変えておるのやなと思ったで。でも、ええところは見習ったほうがええなと思ったで、一遍きちっと洗い出してやってください。

以上です。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほか、ご質疑。よろしいでしょうか。

○ 後藤純子委員

保護者から英検を受検したいという声が聞こえてきているんですけど、中学校2年生、3年生で、英検 I B Aというのを実施されているかと思うんですけど、実施されるに至った経緯と、何人くらいが受けられているのか、人数を教えてくださいませんか。

○ 高橋指導課長

英検 I B Aについては、英語は4技能あるんですけども、その中の2技能、聞く、読むというレベルだけを2年生、3年生全員にやっています。これが、英語の子供たちの学力というか、力をはかる、はかって授業改善をするためのそういう資料にするものがございます。

○ 後藤純子委員

英検 I B Aを受けた人数は。

○ 高橋指導課長

中2、中3、全員が受けております。

○ 川村幸康委員

そのうちの4級レベルが48%とかいうことやろう、これ、資料を見ると。

○ 高橋指導課長

そうです。

○ 葛西教育長

これは、英検となりますと、非常に金額も受検料も高いです。四、五千円くらいすると。一方、英検 I B Aはそんなにもしなくて、全ての子供たちをそういう機会を与えることができるということで、英検 I B Aをしています。学校では、まずこれを入り口にして、さらに自分の力を試したいという子については、英検を受けるように、そんなふうな勧めをしています。

少なくとも、英検が3級以上、いわゆる英検を受けて3級以上というのが、四日市の子供たちは20.5%おります。先ほどの48%というのは3級程度。ですから、英検 I B Aをや

って、それからさらにチャレンジしていこうということで、今、英検を受けるという、そんなふうな流れになっています。

○ 村山繁生委員

英検 I B A は、あなたは英検の何級程度を受けなさいよということを知らせるための試験なんですか。

○ 高橋指導課長

知らせるためというものではなくて、どちらかというところ、英語を学ぶ意欲であったりとか、そういうものにつなげていく、それと、教員のほうの授業改善に努めるという、そういうような資料にしています。

○ 村山繁生委員

英検 I B A の予算は幾らなんですか。

○ 高橋指導課長

英検 I B A は、1人500円ですので、中学2年、3年で5600人ほど受けておりますので、ちょっと待ってください、計算を……。

252万5000円になります。正確に受けた人数とで、決算としては252万5000円です。

○ 村山繁生委員

英語教育の拡充は、私も一般質問で何回かやって、本当に拡充してきてもらってありがたいなというふうに思っています。

やっぱりこれは、英検 I B A というのはどうしても必要なものなんですかね。

○ 高橋指導課長

今年度初めて英語の全国学力・学習状況調査が実施されました。その中で、やはりこういう英検 I B A をやってきたことによって、先ほども申しましたように、英語学習に向かう、子供たちの学びに向かう力であったりとか、そういうものも育ってきているというふうに思います。それから、Y E F とか、そういうネイティブの指導員も予算をつけていた

だいておりますので、全国を100とすると、大体103. ちょっとというようなところで、全国よりは上のほうを行ったという結果が出ておりますので、これも英検 I B Aをやってきた一つの成果でもあると。これだけではございませんけれども、そういうふうに思います。それが授業改善にもつながっているというふうに考えております。

#### ○ 村山繁生委員

わかりました。

そこで、ちょっと大局的なことを聞きますけど、そもそも教育費、教育長は満足されていますか、予算の中の教育予算。

#### ○ 葛西教育長

教育長の葛西です。

予算につきましては、今までもこの教育民生常任委員会で、いわゆる四日市市の予算の10%、これをやっぱり目指すべきだというふうな、そういうふうなご意見もいただきました。

それで、各市の状況も調べたんですけども、例えば四日市市は文化振興、それからスポーツ、これがもう教育委員会から、今、外れております。市によってはそれらも一体となって教育委員会が見ているというところもありまして、なかなか数字でははかり知れないところはあるかなと思います。

ただ、私どもこれ、来年からの総合計画につきましては、かなり私たちの思いを総合計画の中に入れさせていただいて、特別委員会で議論させていただいて、それを今のところはこれでどうだということ、皆さんからも賛同を得ているのではないかなと思っています。

そうすれば、これはやはり予算としましては、今まで以上に、私としてはしっかり確保していきたいというふうにして思っております。その中の一つが英語教育にかける、そういうふうなお金についても、今、ようやく1億円を超えたわけですけども、さらに上乘せはやっぱりしていきたいなと思っています。

#### ○ 村山繁生委員

四日市の一般会計からすると、7%くらいですよ、今、平成30年度でね。この間、うちの行政視察で、守谷市というところへ行ったんですよ。一般会計が240億円くらいだと

思うんですけど、その2割なんですよ、教育費が。48億円ぐらい、教育費なんです。これには私もびっくりしたんです。今、ネーティブという話も出ましたが、ネーティブを全学校に全部1人ずつ皆配置して——四日市はまだ全校まで行っていないと思うんですけど、徐々にふやしていってもらっていますけど——それくらい気概を持ってやって、もう隣の先行しているつくば市にもう負けていないというぐらい、英語教育をすごくやってもらっているんですね。

だから、四日市も、教育するなら四日市と本当にアドバースン上げておる以上、本当にここまで四日市はやるんだという、そのくらいの気概を持ってやってほしいなという私の思いなんですけど、いかがですか、教育長。

### ○ 葛西教育長

英語もそうですし、それからICT、本年度小学校にタブレット入れさせていただきましたが、やっぱりタブレットを含めたICT環境を整備していくと、これはもう喫緊の課題だと思っています。

本年度だけでも、小学校のパソコン室、これ各40台あるんですけども、これを入れかえていただいたと、それからタブレットを40台入れさせていただいた、それから、教職員のパソコンも、これも入れかえさせていただいたというふうなことです。その際には、やっぱり電子黒板等も入れさせていただいています。これらが、かなりの金額をいただいています。ただ、これからもやはりタブレットを充実させて、そして各教室にそういうICT機器、電子黒板等を入れていく、これをやはり数年の計画できっちり出させていただいて、先生方に応援していただいて、四日市、ICTでしっかりとした環境をつくってきたいなと思っています。

英語も、今まで以上にやはりしっかりやっていく、ICTもやっていく、そして、子供たちのさらに健全あるいは健やかな育ちというふうなことからも、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、スクールローヤー、そういうふうなことについても、しっかりとこれは予算のほうをお願いしていきたいなと思っています。

### ○ 村山繁生委員

本当にしっかりやってください。応援しています。

ネーティブは本当に結構、効果、やっぱり遊びから始めて、英語に親しむと。好きにな

る、まず英語を楽しいと思われるということが一番大事やと思うし、ネイティブの効果はやっぱりあると思うので、その辺もこれから、まだどんどん拡充していってもらう方向性でよろしいですか。

#### ○ 葛西教育長

来年度も2人のYEFを増強していただくというふうな、そういうふうなことで、今までの推進計画で位置づけていただいています。

今後についても、やはり状況を見て、それをふやしていくという、そういうことも考えていきたいと思っています。

#### ○ 村山繁生委員

それと、もう一つ、たしか教育費80億円のうち七十何%だと思うんですけど、全体で執行率。そこら辺の理由をちょっと教えてほしい。

#### ○ 松岡副教育長

副教育長、松岡でございます。

今委員のほうから、執行率78.7%と教育費、おっしゃっていただいた、この部分には、例えば子ども未来部であるとか、他の部局の部分というような要素も教育費全体の中に入っておりますので、全体の教育費として、この執行率が計上されております。

教育委員会が所管をします予算の執行率につきましては、決算常任委員会資料のほうでござんになっていただきたいんですけれども、よろしいですか。決算常任委員会資料、312の4ページをござんになっていただきますと、(2)のところ表がございまして、ここで執行率を表記させていただいてございます。ここで見ていただきますと、我々の予算の執行率としましては98.5%という状況でございます。

以上でございます。

#### ○ 村山繁生委員

だから、教育費と書いて78.7%となっておるもので、表記の仕方がちょっとどうかなと思うんですけどね。195ページには教育費という款があって、予算と支出があって78.7、だから、そこら辺の表記の仕方がちょっと……。その辺がもう少しわかりやすいように。

○ 葛西教育長

葛西です。

教育費で予算現額がございまして、次に支出済額というのがございます。これの予算現額に対する割合が78.7%、翌年度繰越額というのが22億2400何がしとあります。この22億円のうち、小学校の空調が15億4300万円、それから中学校の空調が6億7900万円と、これのもうほとんどがいわゆる空調で翌年に繰り越していると。そういう関係から、ここの予算現額に対する割合が78.7%となっております。

○ 村山繁生委員

支出総額から見ると、教育の予算とそんなに変わらへんのやけど、予算現額がこういう書き方になっておるもんで、その辺がちょっとわかりにくいなと思うということです。

○ 川村幸康委員

関連。

そうすると、四日市看護医療大学の奨学金も、あれも健康福祉部でええの。ここで聞くの。ここじゃないよね。健康福祉部のがいいね。わかりました。

○ 荒木美幸委員

実績報告書の199ページ、私も一般質問で出させていただいた、医療的ケアが必要な児童に対して行っております看護師の派遣の事業なんですけれども、これは、199ページの上にあります特別支援教育介助員費に含まれるということによろしいですか。

○ 中村教育支援課長

そちらに含まれます。

○ 荒木美幸委員

ちなみに、看護師派遣の事業についてが、この中のどれくらいかというのはわかりますでしょうか。

○ 中村教育支援課長

昨年度については2名になりますので、支援員の部分については、学校に派遣される支援員と、それと医療的ケアの支援員ということになりますので、そのうちの2名分ですので、額的には非常に少なくなると思います。

○ 荒木美幸委員

でも、少なくなるのがどのくらいかというのは出ているんですか。

○ 中村教育支援課長

額については、ちょっと今すぐにお出しできるものはございません。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

以前から、この事業については、このように介助員と一緒に計上されているということで、国の仕組みにのっかれないというお話があったかと思いますが、これを切り離して、国の事業の対象にというような、研究であったりとか検討であったりとかということは、今後、進めていただけるのか、あるいは仕組みとして難しいのか、教えていただけませんかでしょうか。

○ 葛西教育長

国の仕組みに乗っていくというふうなことで、この間、三重県の教育委員会の特別支援教育課と話をしてきました。三重県でも、他市でそういう仕組みに乗っていることがございますので、私どもも来年はぜひその中に入れてほしいという、そういうふうな要望をしてきました。これから、制度設計に向けて、しっかりとやっていきたいと思っています。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。進めていただいているようでありがとうございます。

ぜひ活用できるものはそのように、国からの予算を引っ張ってきていただきたいと思えますし、あわせて、訪問看護ステーションであったり医療機関との連携という、そういったこともまた研究しながら、よりきちんとそういった医療的ケア、これから恐らくふえて



いくであろうと思われまますので、しっかりとサポートができるような体制を今から構築するように、組み立てをお願いしたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご質疑よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

ちょっと仕組みだけ聞かせて。

私、教育民生分科会は久々やであれやけど、よそのところやと決算のとき不用額で大きなものは言うけど、それはないんですか、教育委員会は。

○ 中村久雄委員長

いや、そんなことはない。

○ 川村幸康委員

他の分科会だと決算審査の際に、さっきの村山委員みたいな質問も出ないように、これとこれとはこういうことで債務負担、これは不用額という説明や資料があるやろう。都市・環境分科会や総務分科会はするが、教育民生分科会はする文化がないのか。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

議案聴取会で触れたで、もう触れやんのやな。だから、質問してもいいわけや。そういうルールなんやな。そういうことな。わかった。

○ 村山繁生委員

実績報告書の199ページ、特別支援学級について——これは私聞いた話なので、直接私にも把握していないんですけれども——特別支援のクラスが、ただそこに入っておるだけで、教育として統制がとれていないというか、何も教えるべきものを教えていないとか、

そういったことを聞くんですけれども、その辺の実態はどうなんですか。

○ 中村教育支援課長

教育支援課、中村でございます。

教育支援課の指導主事が各学校回りまして、各担任等への指導なり聞き取りなりしながら、各学校の課題を把握しております。そういった中に、確かに委員がおっしゃっていたようなケースもございますので、そういった場合については、指導主事、あるいは本課の者が学校へ出向いて、支援の体制、教育のあり方等について助言をしながら改善に努めていくと、そういったことを現在やっているところでございます。

○ 村山繁生委員

やっているところでございますといっても、実態は、本当にただ預かっているだけみたいな雰囲気があるというんですよね。

そこへもって、先日、新聞記事で、外国人籍の子供が特別支援学級に入れられておるとい、四日市市でもありますよね。その辺の実態はどうなんですか。

○ 中村教育支援課長

今おっしゃっていただいたような外国籍、外国にルーツを持つお子さんについても、教育支援課において調査をしまして、各学校にどれくらいのお子さんが在籍しているかと、そこに向けてどういう指導をしているかということについては把握をしながら、各学校と連携をして、よりよい指導のあり方について進めているところです。

○ 村山繁生委員

もう少し具体的に、ただもう日本語が本当にできないから、そこの特別支援学級に入れられておるといふような感覚を皆さん持っているんですよね。その辺のどういうふう把握して、どういった教育をしていくのかということ、ちょっともう少し具体的にお願いします。

○ 須川教育支援課GL

教育支援課の須川でございます。

外国人の子供につきましても、本当に障害があって特別支援学級に入るのか、単に日本語ができないから学習ができなくて困っているから特別支援学級に入れているのかというあたりをしっかりと見きわめていかなければならないということで、就学相談の時点では、きっちりと子供の観察をさせていただいて、そのあたり障害の状態を判断しています。

また、通常の学級から特別支援学級にかわりたいな、転籍をさせたいなというふうな場合においても、何重にも観察をさせていただいて、教育支援委員会のほうで審議をして、障害の有無を確認した上で転籍を行っております。

#### ○ 村山繁生委員

今、四日市で、外国籍の子供が特別支援学級に何人入っておるんですか。

#### ○ 須川教育支援課GL

今ちょっと手元にありませんもので、申しわけありません。調べたものは、この間新聞にも載っていたんですが、あれ、うちから提供しておりますので、ちゃんとあります。またご提供させていただきます。

#### ○ 村山繁生委員

たしか、6.何%やと思ったんです。相当な人数で、これ、やっぱり一つの大きな問題かなというふうにも思うので、ただ、入るときにどこまできちっと、本当に障害があるのかないのか把握してきちっと振り分けられておるのか、ただ単なる、そうやって今言われたように、日本語ができないからそこへ入れられておるか、これによって非常に大きな問題やと思うので、もう少しきちっと追跡調査というか、支援をしていただきたいなというふうに思うんです。

小学校でそういう特別支援学級でそんなきちっとした教育もなされていないということで、そのまま中学校へ行っても結局普通の学級に戻れないというふうなことがほとんどだと思っんですね。やっぱりできるだけ普通学級に戻れるような支援をしていかなきゃならないと思っんですけど、その辺のところはどうですか。

#### ○ 中村久雄委員長

村山委員、資料もはっきりデータが出ないで、時間もこれですし、もしよかったら、あ

す資料を見ながらまた議論を深めていって、大事な問題だと思いますので。よろしいでしょうか。

○ 村山繁生委員

いいですよ。

○ 中村久雄委員長

委員の皆さん、時間も、まだ質疑もあると思いますけれども、川村委員から資料請求も出ました。それもあすに出ますよね、あす一番に。

○ 内村学校教育課長

先ほど川村委員からご請求いただきました熱中症の発生状況に関しましてですが、昨年度の教育民生常任委員会の所管事務調査資料の中で資料の提示をさせていただいておりますので、もしよろしければタブレット、よろしいでしょうか。00過去データ、01平成31年4月以前、03教育民生常任委員会、21平成31年1月23日、02教育委員会所管事務調査資料ということで、その中に、学校における熱中症対策についてということで上げさせていただいております。4ページに、過去、平成26年から昨年度までの5年間分につきまして、年度別発生件数ということで提示ございますので、そちらのほうご確認いただけますでしょうか。申しわけございません。

○ 中村久雄委員長

川村委員の質問の趣旨は、もう少し大きいところで、これからどういうふうにいるんな学校行事等々のことも含めて、どうしようかという話やと思っています。

ということを含めて、村山委員の質疑の資料も、あす出していただけますか。

○ 中村教育支援課長

教育支援課、中村でございます。

外国人児童生徒等における特別支援教育等の状況に関する調査をしておりますので、全生徒数に対する外国籍児童生徒数、あるいはその中の特別支援学級に在籍する児童生徒数のデータはこちらにございますので、あすご用意させていただきます。

これは、今年度でよろしいでしょうか。今年度分ということで。

○ 中村久雄委員長

今年度分ね。それで、またあす、教育委員会の質疑を続けて行いたいと思います。

本日の質疑は、以上で終了させていただきたいと思います。それでは、あす午前10時、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

16 : 36 閉議